

令和8年6月19日  
宮城県公報定期第707号 別冊

令和7年度  
包括外部監査の結果報告書

子ども・子育て支援事業に関する  
財務事務の執行について

令和8年3月

宮城県包括外部監査人  
公認会計士 上野陽一

## 目次

<b>第1章 外部監査の概要</b> .....	4
1 外部監査の種類.....	4
2 選定した特定の事件.....	4
3 特定の事件を選定した理由.....	4
4 外部監査の対象部局.....	5
5 外部監査の対象期間.....	6
6 外部監査の方法.....	6
(1) 監査着眼点.....	6
(2) 実施した主な監査手続.....	6
7 外部監査の実施期間.....	6
8 包括外部監査人補助者の資格及び氏名.....	7
9 利害関係.....	7
<b>第2章 監査対象の概要</b> .....	7
1 組織.....	7
2 監査対象とした事業.....	10
(1) みやぎ子ども・子育て幸福計画の概要.....	11
(2) 監査対象事業にかかる最終予算及び決算額.....	12
<b>第3章 外部監査の結果及び意見</b> .....	15
1 指摘及び意見の要約.....	15
2 個別検出事項.....	27
(1) みやぎ子ども・子育て幸福計画に関する事業全般に関する事項.....	27
(2) 子育て世帯支援融資事業（みやぎっこ応援ローン）.....	31
(3) 児童手当給付事業.....	37
(4) 児童扶養手当給付事業.....	39
(5) 施設型給付費・地域型保育給付費負担金.....	40
(6) 施設等利用給付費.....	43
(7) 私立幼稚園に対する運営費補助.....	45
(8) 地域子ども・子育て支援事業.....	47
(9) 私立幼稚園預かり保育推進事業.....	49

(10) 医療的ケア推進事業.....	50
(11) 周産期医療対策事業.....	55
(12) 児童保護措置費.....	58
(13) 発達障害児者総合支援事業.....	60
(14) 小児慢性特定疾病医療費助成事業.....	64
(15) 地域少子化対策重点推進交付金事業.....	66
(16) 若い世代のための少子化対策強化事業.....	67
添付資料1. 政策評価・施策評価.....	74
添付資料2. 「みやぎ子ども・子育て幸福計画（令和2年度～令和6年度）」の指標 の状況.....	79

報告書中の表は、端数処理の関係で総数と内訳の合計とが一致しない場合等があります。また、金額の注記がないものについては、税込額を記載しています。

## 包括外部監査の結果報告書

「子ども・子育て支援事業に関する財務事務の執行について」

宮城県包括外部監査人 公認会計士 上野陽一

### 第1章 外部監査の概要

#### 1 外部監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下同じ。）第252条の37第1項に基づく包括外部監査

#### 2 選定した特定の事件

子ども・子育て支援事業に関する財務事務の執行について

#### 3 特定の事件を選定した理由

少子化が深刻化する中で、子育て支援の充実は国・地方ともに喫緊の課題であり、近年では「こども家庭庁」の設立や出産・育児一時金の見直し等制度改正も相次ぎ、行政による支援の重要性が一層高まっている。こうした中、子ども・子育て支援事業は県民の生活に直結する極めて重要な政策分野であり、その財務事務の適正な執行は県民からの信頼確保に不可欠である。

宮城県令和7年度当初予算に占める割合では、教育費が1,864億円（18.2%）であり、子ども・子育てに関する予算規模は相当の割合を占めている。また、厚生労働省によると令和6年の宮城県の合計特殊出生率は1.00となり6年連続で過去最低を更新しており、都道府県別では東京都の0.96に次いで全国で2番目に低い結果となっている。

宮城県による令和6年県民意識調査結果によれば、新・宮城の将来ビジョンに基づく8つの「つくる」のうち、つくる3「子ども・子育てを社会全体で切れ目なく応援する環境を作る」は不満群1位、満足群8位（最下位）の結果となり、県民の関心が高い。

過去の宮城県における包括外部監査では、道路事業・水道事業・環境対策等インフラ系のテーマが多く選定されてきた一方で、子ども・子育て分野は包括的な監査対象としては取り上げられておらず、今回の選定により、監査対象の分野バランスを図ることが可能となる。

みやぎ子ども・子育て幸福計画が5年ごとに更新されており、前回の計画期間が令和2年度～令和6年度であることから、令和7年度を監査対象とすることはタイミングとして適時と考えられる。

また、他自治体では、子ども・子育て支援関連事業において補助金の誤支給が指摘されており、宮城県においても同様のリスクが存在する可能性がある。制度の適正運用・内部統制の有効性、チェック体制の実効性を検証することは、行政運営の健全化に資すると考えられる。

したがって、包括外部監査において、上記事業に関する財務事務の執行が法令、規則等に準拠して適正に行われていること、また、経済性、効率性及び有効性をもって行われていることを検証する意義は高いと考える。

よって、子ども・子育て支援事業に関する財務事務の執行について、包括外部監査人の立場から検討を加えることは、今後の行政運営にとって有意義と認識し、本年度の包括外部監査の特定の事件として選定した。

#### 4 外部監査の対象部局

##### 総務部

私学・公益法人課

##### 保健福祉部

医療政策課

疾病・感染症対策課

子育て社会推進課

子ども・家庭支援課

精神保健推進室

##### 教育庁

特別支援教育課

上記対象部局を監査対象とした理由は、みやぎ子ども・子育て幸福計画の中から「テーマとの関連性」、「就学前」、「金額的重要性」を考慮して監査対象事業を選定したためである。

## 5 外部監査の対象期間

原則として令和6年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）。

ただし、必要に応じて令和5年度以前及び令和7年度の執行分も対象としている。

## 6 外部監査の方法

### （1） 監査着眼点

- ① 各事業が関係法令に準拠して適法適切に実施されているか。
- ② 各事業が効率的・経済的に実施されているか。
- ③ 各事業の有効性の検証や運用が適切に行われているか。事業評価は適切か。

### （2） 実施した主な監査手続

実施した主な監査手続は次のとおりである。なお、監査手続の適用に当たっては効率的な監査を実施するという観点から、重要と判断したものに限定し、原則として試査<sup>1</sup>により行った。

#### ① 予備調査

監査対象業務の関連資料を入手し、分析・質問することにより、当該業務の現状と課題を把握した。

#### ② 本監査

予備調査の結果に基づき、「（1）監査着眼点」について経済性、効率性及び有効性（3E）並びに合规性の観点から検討を行った。検討に際しては、関連資料を閲覧し、必要に応じて関係部署に対する質問を行った。

## 7 外部監査の実施期間

令和7年7月11日から令和8年3月26日まで

---

<sup>1</sup> 試査とは、特定の監査手続の実施に際して監査対象となる母集団からその一部の項目を抽出し、それに対して監査手続を実施することをいう。

## 8 包括外部監査人補助者の資格及び氏名

公認会計士	大西 徹
公認会計士	三平 和也
公認会計士	青柳 恵介
公認会計士	小川 倫代
公認会計士	加賀谷 祐人
公認会計士試験合格者	小野寺 茉歩

## 9 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

## 第2章 監査対象の概要

### 1 組織

監査対象は保健福祉部の5課室及び総務部の1課、教育庁の1課とした。主な業務内容と現員は以下のとおりである。

部	課室	分掌事務	現員 (名)
保健福祉部	医療政策課	(1) 医療行政の総合的な企画及び調整に関すること。 (2) 医療法(昭和23年法律第205号)の施行に関すること。 (3) 医師及び歯科医師に関すること(医療人材対策室の所管に属するものを除く。) (4) 歯科衛生士、歯科技工士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、臨床工学技士、義肢装具士及び言語聴覚士に関すること。 (5) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師等に関すること。	27

部	課室	分掌事務	現員 (名)
		(6) 死体の解剖及び保存に関する事 (7) 小児総合医療に関する事 (8) 地域医療(へき地医療を含む。)及び救急医療に関する事	
	子ども・家庭支援課	(1) 母子家庭、父子家庭及び寡婦の福祉に関する事。 (2) 困難な問題を抱える女性の福祉に関する事。 (3) 児童の養育に関する事。 (4) 子どもの貧困対策に関する事。 (5) 家庭相談員、母子・父子自立支援員及び女性相談支援員に関する事。 (6) 子ども総合センター、児童相談所、女性相談支援センター、母子・父子福祉センター、さわらび学園、さくらハイツ及びコスモスハウスに関する事。	20
	子育て社会推進課	(1) 児童福祉行政及び母子保健行政の総合的な企画及び調整に関する事。 (2) 児童福祉思想の普及啓発に関する事。 (3) 少子化対策の推進に関する事。 (4) 地域の子育て支援施策の推進に関する事。 (5) 児童の健全育成に関する事。 (6) 保育に関する事。 (7) 児童の療育に関する事。 (8) 児童の医療費助成に関する事。 (9) 児童委員及び主任児童委員に関する事。 (10) 母子保健に関する事。	25
	疾病・感染症対策課	(1) 感染症の予防及び保健指導に関する事。 (2) ハンセン病療養所入所者及びその親族の援護に関する事。	23

部	課室	分掌事務	現員 (名)
		(3) 原爆被爆者に対する医療の給付等及び特別手当等の支給に関すること。 (4) 指定難病その他の難治性疾患等に関すること。	
	精神保健推進室	(1) 精神保健行政の企画及び調整に関すること。 (2) 自立支援医療(精神障害に係るものに限る。)に関すること。 (3) 発達障害に関すること(子ども総合センターの所管に係るものを除く。) (4) 精神保健福祉センターに関すること。	1 4
総務部	私学・公益法人課	(1) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号。以下「整備法」という。)により知事の権限に属する事務に関すること。 (2) 整備法第95条の規定によりなお従前の例によることとされる特例民法法人の業務の監督に関する事務並びに公益信託ニ関スル法律(大正11年法律第62号)第1条に規定する公益信託の引受けの許可及び監督に関する事務の連絡調整に関すること。 (3) 宗教法人に関すること。 (4) 私立学校に関すること。 (5) いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第28条第1項に規定する重大事態に関すること。 (6) 公立大学法人宮城大学に関すること。	2 2

部	課室	分掌事務	現員 (名)
教 育 庁	特別支援教 育課	(企画管理班) (1) 県立特別支援学校の管理運営に関すること (2) 県立特別支援学校の学級編制及び教職員定数に関するこ と (整備計画班) (3) 県立特別支援学校の設置、廃止及び学科改編に関するこ と (4) 県立特別支援学校の教育環境整備に関すること (教育指導班) (5) 特別支援学級及び特別支援学校の教育課程に関すること (6) 障害のある児童生徒等の就学に係る教育支援に関するこ と (7) 県立特別支援学校の学習指導、生徒指導及び進路指導に 関すること	31
計			162

出所：分掌事務は行政組織規則（宮城県規則第76号）、宮城県ホームページ、現員は定期監査資料

（注）現員は令和7年3月31日現在を表す。

## 2 監査対象とした事業

みやぎ子ども・子育て幸福計画は、宮城県が、みやぎの将来を担う子どもの健全な育成と、子どもを生き育てやすい地域社会づくりを総合的に推進するために策定した計画である。

監査対象事業の選定においては、みやぎ子ども・子育て幸福計画の中から、「テーマとの関連性」、「就学前」、「金額的重要性」に特に関連性のある事業を選定した。

## (1) みやぎ子ども・子育て幸福計画の概要

みやぎ子ども・子育て幸福計画は、誰もが安心して子どもを産み育て、全ての子どもが愛情に包まれ、心身ともに健やかに成長できる社会づくりを目指すことを基本理念としており、宮城県が、みやぎの将来を担う子どもの健全な育成と、子どもを産み育てやすい地域社会づくりを総合的に推進するために策定された計画である。

以下は、当該計画で推進する施策及び事業の区分である。

- ① 社会全体で子ども・子育てが大切にされる環境づくり
  - (ア) 子どもの権利擁護の推進と意見の尊重
  - (イ) 子どもの健やかな成長を見守る地域づくりの推進
  - (ウ) 経済的支援等による子育て環境の整備
  - (エ) 子ども・子育て支援を行う団体等の活動の促進
  - (オ) 子ども・子育て支援に関する理解を深めるための広報
- ② 教育・保育の確保と充実
  - (ア) 学校教育・保育の提供の確保・充実
  - (イ) ニーズに応じた多様な子育て支援の充実
  - (ウ) 教育・保育に携わる人材の確保及び資質の向上
  - (エ) 幼児教育と小学校教育との連携・接続
- ③ 子どもの成長を支える教育の推進
  - (ア) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備と社会参加の促進
  - (イ) 学校に登校していない子どもへの多様な学びの場の提供と、その保護者も含めた支援の充実
  - (ウ) 家庭や地域の教育力の向上
  - (エ) 特別支援教育の充実
  - (オ) 次代の親の育成
- ④ 安心して子どもを産み育てるための保健・医療の充実
  - (ア) 妊娠・出産・育児期における母子保健対策の充実
  - (イ) 妊娠期からの児童虐待予防対策の推進
  - (ウ) 子どもの健やかな成長・発達への支援の充実

- ⑤ 支援を必要とする子どもや家庭への対応
  - (ア) 心の問題を抱える子どもへの対策
  - (イ) 児童虐待防止対策の充実
  - (ウ) 社会的養護体制の充実
  - (エ) 子どもの貧困対策の推進
  - (オ) ひとり親家庭支援の推進
  - (カ) 障害や疾病があっても安心して生活ができる相談・支援体制の整備
- ⑥ 仕事と家庭生活の両立と結婚支援の推進
  - (ア) 仕事と生活の調和を実現するための働き方の見直し
  - (イ) 両立を支援する教育・保育の提供の充実
  - (ウ) 結婚を支援する取組の推進
- ⑦ 子どもが安全で安心して暮らせる環境の整備
  - (ア) 子育てを支援する生活環境の整備
  - (イ) 子どもの安全の確保
- ⑧ 東日本大震災により影響を受けた子どもへの支援
  - (ア) 震災の影響を受けた子どもが希望する進路選択を実現するための支援
- (イ) 震災の影響を受けた子どもの心のケアの充実

## (2) 監査対象事業にかかる最終予算及び決算額

監査対象事業にかかる最終予算及び決算額は以下のとおりである。

推進区分	No	部局	課・室	事業名	令和6年度 予算額 (千円)	令和6年度 決算額 (千円)	差額 (千円)
社会全体で子ども・子育てが大切にされる環境づくり	1	保健福祉部	子育て社会推進課	子育て世帯支援融資事業 (みやぎっこ応援ローン)	230,171	230,150	△21
	2	保健福祉部	子育て社会推進課	児童手当給付事業	4,241,549	4,240,571	△978
	3	保健福祉部	子ども・家庭支援課	児童扶養手当給付事業	(*1)	1,264,064	-
	4	保健福祉部	子育て社会推進課	施設型給付費・地域型保育給付費負担金	(*2)	14,461,609	-
	5	保健福祉部、 総務部	子育て社会推進課、私学・公益法人課	施設等利用給付費	(*3)	812,667	-
教育・保育の確保と充実	6	総務部	私学・公益法人課	私立幼稚園に対する運営費補助	1,654,687	1,654,062	△625
	7	保健福祉部	子育て社会推進課	地域子ども・子育て支援事業	3,630,415	3,629,443	△972
	8	総務部	私学・公益法人課	私立幼稚園預かり保育推進事業	206,140	163,710	△42,430
子どもの成長を支える教育の推進	9	教育庁	特別支援教育課	医療的ケア推進事業	239,125	218,707	△20,418
	10	保健福祉部	子育て社会推進課	若い世代のための少子化対策強化事業 (若い世代へのライフプランセミナー事業)	(*4)	5,272	-
安心して子どもを産み育てるための保健・医療の充実	11	保健福祉部	医療政策課	周産期医療対策事業	181,372	176,381	△4,991
支援を必要とする子どもや家庭への対応	12	保健福祉部	子ども・家庭支援課	児童保護措置費	(*5)	378,428	-
	13	保健福祉部	精神保健推進室	発達障害児者総合支援事業	120,597	119,548	△1,049
	14	保健福祉部	疾病・感染症対策課	小児慢性特定疾病医療費助成事業	306,666	266,763	△39,903
仕事と家庭生活の両立と結婚支援の推進	15	保健福祉部	子育て社会推進課	地域少子化対策重点推進交付金事業	156,044	101,520	△54,524

16	保健福祉部	子育て社会推進課	若い世代のための少子化対策強化事業 (結婚支援事業)	(*4)	34,864	-
----	-------	----------	-------------------------------	------	--------	---

\*1： 予算額については、児童扶養手当給付費全体で策定され、決算額については児童扶養手当給付費全体から当該事業に該当する部分を抜き出して記載している。そのため決算額に対応する予算額は個別に策定されておらず、記載は省略している。

\*2： 予算額については、施設型給付費・地域型保育給付費負担金全体で策定され、決算額については施設型給付費・地域型保育給付費負担金全体から過年度訂正に伴う追加交付額等を除いた、当該年度分のみを抜き出して記載している。そのため決算額に対応する予算額は個別に策定されておらず、記載は省略している。

\*3： 予算額については、施設等利用給付費全体で策定され、決算額については施設等利用給付費全体から過年度訂正に伴う追加交付額等を除いた、当該年度分のみを抜き出して記載している。そのため決算額に対応する予算額は個別に策定されておらず、記載は省略している。

\*4： 当該事業の予算管理は若い世代への少子化対策支援事業全体を対象として実施されており、個別の予算額に対応する記載は省略している。

\*5： 当該事業の決算額は児童保護措置費の一部に含まれている。そのため予算管理は児童保護措置費全体を対象として実施されており、個別の予算額に対応する記載は省略している。

出所：「みやぎ子ども・子育て幸福計画（令和2年度～令和6年度）」に基づく施策の実施状況資料より包括外部監査人が作成

### 第3章 外部監査の結果及び意見

今回の監査の過程で発見された個別検出事項については、「指摘」と「意見」に分けており、以下の判断基準によって区分したものである。

区分	根拠規定	監査上の判断基準
指摘	監査の結果（地方自治法第252条の37第5項）	違法（法令、条例、規則等の違反） 不当（違法ではないが、①行為の目的が、その法令等の予定するものとは別のものである ②法令等の運用の仕方が不十分である、又は不適切である ③社会通念上、適切でないもの）
意見	監査の結果に添えて提出する意見（地方自治法第252条の38第2項）	違法又は不当なもの以外で、包括外部監査人が個別検出事項として記載することが適当と判断したもの

#### 1 指摘及び意見の要約

子ども・子育て支援事業に関する財務事務の執行にかかる包括外部監査を実施するにあたり、同事業の特性に鑑みて以下のような視点を有しながら実行した。なお、項目を表す括弧書きの番号は下記【指摘及び意見の要約一覧表】における「問題点・原因」の冒頭に記載の番号を参照されたい。

##### ● 他県との差別化

県が執行している財務事務の対象となる事業は、（A）国の推進事業及び（B）県が独自に推進する事業の2種類がある。また、前者は県が全額を負担する事業と国と県が負担する事業の2とおり存在する。このうちの（A）の事業は国が所管する事業であることから、包括外部監査の実施にあたっては（B）の事業をその対象とした。

このような県独自の事業は他の地方公共団体では実施されていない事業であることから、積極的に県外に開示することにより他県との差別化を図ることが期待される（（1）- ①）。

- 県民のニーズの把握

出産を希望する世帯、子育て世代のニーズは時とともに変化することが想像されるため、県民が何を望んでいるのかを継続的に把握していくことは重要である。この点、県が財務事務を執行した結果の情報を収集することにより県民のニーズを把握することが可能である。具体的には、アンケートによることのほか、子育て世帯支援融資事業の「みやぎ子育て世帯支援総合融資『みやぎっこ応援ローン』」では金融機関の協力を得ることで県民の経済的行動様式を把握することができる（（2）-②）。

すでに県は認識しているところと思慮するが、執行を通じて最新の状況を把握するための機会が複数存在することを再確認いただきたい。

- 専門性、事業の引受け手・リソース不足

子ども・子育て支援事業に限ったものではないが、性質等から引受け手・リソースが不足している事業、また、専門性の高い事業も存在する。

施設型給付費・地域型保育給付費負担金では、給付の対象となっている児童福祉施設に対する指導監査が求められているが、（A）対象施設が200箇所あるにもかかわらず担当者が6名しかいない、また、（B）指導監査実施者は2名以上で実施、うち一人は主査以上であることが定められているが、保育に関する専門知識は求められていないことから、指導監督実施者の要件の明確化が必要であり、また、そもそも人手不足の解消に取り組む必要がある。これらにあたっては、厚生労働省が発表している「令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業認可外保育施設に対する指導監督の質の向上等に関する調査研究」が参考となるであろう（（5）-①）。

発達障害児者総合支援事業においても同様に専門性の高い人材の育成に力を入れていく必要がある（（13）-①-2）。

- 情報への容易なアクセス

平時であれば自らリサーチすることができるような情報であっても、支援が必要な状況にある者にとってはそのリサーチ自体が大きな負担となりえることがあるかもしれない。

県のホームページでは、「みやぎっこ応援ローン」にて融資を受けることのできる金融機関へのリンクの案内が掲載されているが、リンク先は金融機関のトップページ等であり同ローンに関連するページではないことから、自ら該当ページを探す必要のあるケースが存在する。金融機関と連携して県のホームページを改修することで、容易に欲しい情報にアクセスできるようになることが期待される（(2) - ③）。

## 総括

出生率増加のためには出産支援のほか、母子家庭への支援の充実化等、子育てを行うことに対する心理的障壁を緩和させることが大切であると考えている。本報告書で記載している財務事務以外においても、県が今後上記視点をもって財務事務を執行することにより心理的障壁の緩和が推進され、もって出生率が改善することを期待している。

【指摘及び意見の要約一覧表】

項目	ページ	区分	【問題点・原因】	【結果（指摘、意見）】
(1) みやぎ子ども・子育て幸福計画に関する事業全般に関する事項				
①みやぎ子ども・子育て幸福計画の決算額の公表方法について	28	意見	<p>((1) -①)</p> <p>各年度の決算額は、国が推進する事業のうち国負担と県負担の金額、及び県が独自に実施する事業の金額が合算して記載されており、不明瞭である。</p>	<p>県独自の事業について積極的に情報開示することで、県及び県外の方に広く認識され、理解の促進につながる効果が期待される。</p>
②県民ニーズの適時な把握	30	意見	<p>((1) -②)</p> <p>少子化対策の効果や課題を把握し、今後の事業の改善に資するアンケートは平成29年実施されて以降、令和6年度の上記2つのアンケートまで長期間実施されていない状況であった。また、今後のアンケート予定も未定である。</p>	<p>費用対効果を考慮しつつも、重要な項目については毎年意識調査の実施を検討し、速やかに今後の事業計画へ反映させることが望まれる。</p>
(2) 子育て世帯支援融資事業（みやぎっこ応援ローン）				
①融資金の目的外利用について	33	意見	<p>((2) -①)</p> <p>融資時の資金の使用用途の確認は各金融機関の実施方法に委ねられていることから、県として目的外利用を防止するための状況を把握できていない。</p>	<p>県は目的外利用を防止するための（貸出金融機関による）具体的な方策を把握することが考えられる。</p>

項目	ページ	区分	【問題点・原因】	【結果（指摘、意見）】
②事業の効果測定及び事業遂行を通じて得られる状況把握について	34	意見	<p>((2) -② )</p> <p>利用者の具体的な借入れの用途までは積極的に把握していないと思慮される。</p>	<p>利用者による借入れの用途、借入れをしたから回すことのできた支出を把握することは県民がどのような分野において経済的な支援を求めているかに関する県民のニーズを直接把握することのできる貴重な機会である。このため、アンケート及び金融機関の協力によりどのような用途で増加傾向にあるかを把握することで、今後、金融機関からの借入以外の方法による出産・子育て等の支援すべき分野を明確にしていくことの一助になると考えられる。</p>
③事業の周知について	35	意見	<p>((2) -③ )</p> <p>事業の周知方法について、ユーザーフレンドリーとはいえない。また、融資元が県であると誤認する県民も存在するものと考えられる。</p>	<p>各取扱金融機関に対して「みやぎっこ応援ローン」専用のホームページを設定することを依頼するとともに、県の該当ホームページでは同ホームページへのリンクを開示することで県民が容易に情報を収集することができるようになると考えられる。</p>

項目	ページ	区分	【問題点・原因】	【結果（指摘、意見）】
				また、融資主体は各金融機関であることを県のホームページで記載することで、各金融機関の融資審査を受審しなければならないこと等、利用希望者の制度理解の向上となることが期待される。
④県の募集要項と実際の募集要項等の違いについて	37	意見	（（2）－④） 取扱金融機関において、県の募集要項と異なる内容が記載されていた。	取扱金融機関に対して適切な表現で記載することを周知するとともに、実際の記載を確認することで利用希望者が誤認しないような表現が採用されていることを確認する必要がある。
（3）児童手当給付事業				
①ホームページにおける児童手当制度の案内について	39	意見	（（3）－①） 令和6年10月における児童手当の制度改正前のページが長期間削除されずに残っている。	閲覧した県民が制度を誤認する可能性があるため、遅滞なく制度改正以前のページは削除する必要がある。
（4）児童扶養手当給付事業				
指摘又は述べるべき意見はない。				
（5）施設型給付費・地域型保育給付費負担金				
①児童福祉施設等に対する指導監査にお	42	意見	（（5）－①） 指導監査の実施者である子育て社会推進課の職員につい	

項目	ページ	区分	【問題点・原因】	【結果（指摘、意見）】
ける実施者の要件及び人手不足について			て、担当6名に対して対象施設は200箇所とかなり多く、人手不足が生じている状況である。また保育に関する専門知識は求められていない。	指導監査を実施する実施者の要件の明確化及び人手不足の解消方法を検討されたい。
②補助金交付要綱に定められた市町村からの実績報告期限遵守について	43	意見	((5) - ②) 令和6年度の交付に対する実績報告では、2市町村から提出された報告書の日付が提出期限を超過している。	提出期限の厳守を改めて周知、徹底すべきである。
(6) 施設等利用給付費				
指摘又は述べるべき意見はない。				
(7) 私立幼稚園に対する運営費補助				
①公表済み運用基準の記載漏れ	47	意見	((7) - ①) 要綱の減額要件で定められている事由がホームページで公表されている運用基準には不記載であった。	公表時の確認及び、長い期間公表されているものについては、定期的な確認が必要である。
(8) 地域子ども・子育て支援事業				
①決算額の記載方法について	49	意見	((8) - ①) 「みやぎ子ども・子育て幸福計画（令和2年度～令和6年度）」に基づく施策の実施状況（令和6年度）に記載され	概算払いの金額であり確定額と一定の差が生じることを県民にわかりやすく開示することが

項目	ページ	区分	【問題点・原因】	【結果（指摘、意見）】
			ている事業費の決算額は確定値ではなく、計画をもとにした概算払いの金額である。また概算払いの金額と確定値には一定の乖離が想定されている。	正しい理解を促進するために有用である。
(9) 私立幼稚園預かり保育推進事業				
指摘又は述べるべき意見はない。				
(10) 医療的ケア推進事業				
①研修受講履歴の管理について	52	意見	<p>((10) -①)</p> <p>全員受講を基本方針としている研修について、オンデマンド配信での受講となった場合、受講実績の確認は行われておらず、受講履歴も記録されない。また、オンライン開催の研修やオンデマンド配信による受講者に対するアンケートは実施されていない。</p>	<p>研修の実効性を高めるため、オンライン開催時やオンデマンド配信受講者に対しアンケート等を実施し、受講の有無を把握する仕組みを整備すべきである。またアンケート実施により、現場で認識されている課題や要望についての情報収集に活かしていくことが望ましい。</p>
②文部科学省通知の関係機関への周知遅延について	53	意見	<p>((10) -②)</p> <p>文部科学省から各関係機関へ通知すべき内容を県はメールで受信したが、担当者の確認が漏れたことにより、県から各県立特別支援学校及び各市町村教育委員会への周知に相当の期間を要した。</p>	<p>周知が遅延することで安全確保体制の不備等に繋がる虞があり、関係機関への迅速な情報共有という観点から課題が認められる。</p>

項目	ページ	区分	【問題点・原因】	【結果（指摘、意見）】
			通知先である市町村からの問い合わせにより発覚している。	
③勤勉手当の予算に係る予備分について	54	意見	<p>((10) -③)</p> <p>勤勉手当の今後所要額について、県は各特別支援学校から報告された執行見込額に対し、各学校側の計算に誤り等があった場合であっても予算の不足が生じないよう、令和6年度予算を補正・減額する際の子備分として2割を上乗せして計算している。</p>	<p>金額の規模が大きくなる、又は、他の事業等において予備の予算を設定する際は、過去における計算誤りの実績、各学校の金額規模等を勘案し、一律ではなく状況に応じた複数の対応方法を設けること等が考えられる。</p>
④表計算ソフトにおける勤勉手当の計算誤りについて	55	意見	<p>((10) -④)</p> <p>勤勉手当について、各学校から提出された執行見込額に関するデータを県で取り込む際に、表計算ソフトで参照対象を誤ったため、予算が不足するという事象が発生した。従来から紙媒体による複数人での確認は行っていたものの、確認作業が不十分であった。</p>	<p>紙媒体ではなく、表計算ソフト自体を確認対象とすることが望ましい。また、適切な算定式の設定後の変更を制限する仕組みを構築することが望ましい。</p>
(11) 周産期医療対策事業				

項目	ページ	区分	【問題点・原因】	【結果（指摘、意見）】
①予算の下振れに関する情報伝達の不足	57	意見	<p>((11) -①)</p> <p>執行率が5割未満となっている事業について、下振れの理由は課内で共有されるに留まり、予算を編成する財務部局への共有はなされていない。これに伴い、予算を審議する議会に対しても財務部局から情報を共有することができなくなっている。</p>	<p>重要な変化について情報の非対称性が生じぬよう、課内での情報共有にとどまらず、財務部局にも自発的な情報共有を行うことが望ましい。</p>
②電子決裁の場合における、紙面上での作業の重複	57	意見	<p>((11) -②)</p> <p>電子決裁の場合であっても紙面で文書を回付するケースにおいて、文書の回付状況の見える化のため、紙面に受領証跡を残す運用がなされている。</p>	<p>効率性の観点から紙面の受領証跡は不要の扱いとすることが望ましい。</p>
(12) 児童保護措置費				
①定期的なモニタリング体制の強化	59	意見	<p>((12) -①)</p> <p>仙台市所管施設は仙台市が実施した監査結果をもとに定期的なモニタリングをしているが、監査結果を定期的に入手する体制が整っていない。</p>	<p>仙台市から監査結果を定期的に入手することで、必要な情報を適時かつ正確に把握する必要がある。</p>
(13) 発達障害児者総合支援事業				
	63	意見	<p>((13) -①-1)</p>	

項目	ページ	区分	【問題点・原因】	【結果（指摘、意見）】
①各支援機関に対する委託契約手続の透明性の不足			1 者見積りによる随意契約が継続しており、かつ、前年踏襲での価格設定が常態化する中で、見積り額が予定価格と近似している事例や、担当圏域の異なる事業者間で見積り額が一致する事例が確認される等、契約に際して透明性確保のための仕組みが十分に機能していない可能性が認められる。	価格設定が過去実績に依存しており市場水準との比較が行われていないことから、過去実績ベースの価格設定について市場水準との比較を行い、その妥当性を検証するとともに、事後的に確認することができるよう文書化することが求められる。
	63	意見	((13) -①-2) 成り手不足により前年踏襲での価格設定が常態化しているという状況には特異性が認められる。	法令や規則を遵守した契約手続に加え、特異な状況が生じた経緯についても詳細な文書化や議論を行うことが望ましい。
②業務量に比例しない画一的な予定価格・契約額の設定	64	意見	((13) -②) 圏域の人口と委託契約から生じる業務量が比例すると想定されるにもかかわらず、1 者見積りによる随意契約が継続する中で、県が設定する予定価格が同一となっており、実際に締結された契約額も概ね同等となっている状況が認められる。	業務量に連動した価格設定を導入することが実態に即している。 また、根本的な原因として十分な専門性・適格性を有する事業者の不足が挙げられることから、県を挙げて、既存事業者や新規参入希望者のスキル向上を支援する専門研修の開催、大学や専門学校との連携による専門

項目	ページ	区分	【問題点・原因】	【結果（指摘、意見）】
				的な人材の育成といった施策に取り組むことが望ましい。
③紙媒体における承認漏れ	64	意見	((13) - ③) 周産期医療対策事業②と同様	周産期医療対策事業②と同様
(14) 小児慢性特定疾病医療費助成事業				
指摘又は述べるべき意見はない。				
(15) 地域少子化対策重点推進交付金事業				
指摘又は述べるべき意見はない。				
(16) 若い世代のための少子化対策強化事業				
①委託時の随意契約について	72	意見	((16) - ①) 一部の事業において、公募ではなく随意契約で包括して外部業者への委託が行われている。	随意契約が継続すると、公平性・透明性が担保されないことから、成果を測定する指標を定め客観的に評価していくこと、一定期間後は必ず入札にする等の仕組みづくりが必要である。

## 2 個別検出事項

### (1) みやぎ子ども・子育て幸福計画に関する事業全般に関する事項

#### 【指摘及び意見】

#### ① みやぎ子ども・子育て幸福計画の決算額の公表方法について

各年度の決算額は、国が推進する事業のうち国負担と県負担の金額、及び県が独自に実施する事業の金額が合算して記載されている。事業については、国の推進により国の方針に沿って行っている事業と、県が県の状況を踏まえて行っている事業がある。

#### 【現状の記載】 令和6年度の施策の実施状況 一部抜粋

事業番号	事業名	担当課	事業内容	実施状況	決算額 (千円)
29	私立幼稚園 預かり保育 推進事業	私学・公益法人課	幼稚園の教育時間終了後も、開園日の4/5以上の日数、1日2時間以上の預かり保育を継続的に実施する私立幼稚園に対して財政支援を行い、保育機能の充実を図ります。	98園に対して補助を行った。	163,710

【決算額の細目をわけた場合の記載】 包括外部監査人作成

国が推進し県が負担する事業

事業 番号	事業 名	担当 課	事業 内容	実施状 況	決算額(千円)		
					国の推進事業		県が独自 に実施す る事業
					国負担	県負担	
29	省略	省略	省略	省略	80,980	80,980	1,750

(意見1)

県民にとっては、県の予算がどのような子育て政策に活用されているかは重要である。県が独自に実施している事業の情報を積極的に開示することは、県が少子化対策にどのように向き合っているかについて県民はもとより日本全体に広く示すことができ、他県との差別化を明示することができる。このような情報開示により、県民が「この県で子育てをすることの優位性」を認識するとともに、子育て世代が共感する県独自の事業を展開することができれば、子育てを応援する県として広く知れ渡る副次的な効果も得られることが期待される。このように、県の独自性を踏まえた事業に関する情報を開示することで、県民に対し、安心して子育てできる環境を整えていることを示すことができ、県民が出産・子育てに抱く不安の緩和につながる。また、子育てに関する取組を広く全国に周知することで、他都道府県に居住する方々への情報提供としての効果も期待できる。

県では、県民が安心して出産・子育てができる環境の整備に取り組んでいるものの、令和6年県民意識調査では「子ども・子育てを社会全体で応援する環境」に関して不満と回答した割合が47.6%と、満足を上回る結果が示されている。こうした状況を踏まえ、県独自の事業について積極的に情報開示することで、県及び県外の方に広く認識され、理解の促進につながる効果が期待される。

## 11 県民意識調査結果 新・宮城の将来ビジョン (R3～)

つくる3「子ども・子育てを社会全体で切れ目なく応援する環境をつくる」に関する県民の満足度

単位：%

項目		R3	R4	R5	R6
満足度	満足	9.4	6.8	8.1	6.8
	やや満足	29.0	24.6	22.5	28.4
	やや不満	27.9	30.5	29.8	30.3
	不満	11.9	21.0	23.1	17.3
	分からない	21.8	17.1	16.4	17.2



出所：みやぎ子ども・子育て幸福計画 令和6年度の施策の実施状況 一部抜粋

### ② 県民ニーズの適時な把握

みやぎ子ども・子育て幸福計画の指標として、県民意識調査による県民満足度を使用している。県民意識調査は毎年行われ、調査対象は宮城県に在住する18歳以上の方4,000人（選挙人名簿から無作為抽出）であり、郵送配布、インターネット、デジタル身分証アプリによる回答方式である。本調査は子育て等に特化したものではなく、広く県民の意識を調査するアンケートである。

県では「みやぎ子ども・子育て幸福計画（令和2年度～令和6年度）」の後継

計画の「みやぎ子ども・子育て幸福計画（令和7年度～令和11年度）」の策定に当たり、令和6年度に以下の2調査を実施し、アンケート結果は後継計画に反映しているとのことである（令和7年10月30日に実施した担当課（子育て社会推進課）に対する質疑応答）。

- ・「宮城県少子化施策等に関する意識調査」（県内に居住する満18歳以上49歳以下の男女3,000人を対象とした抽出調査）

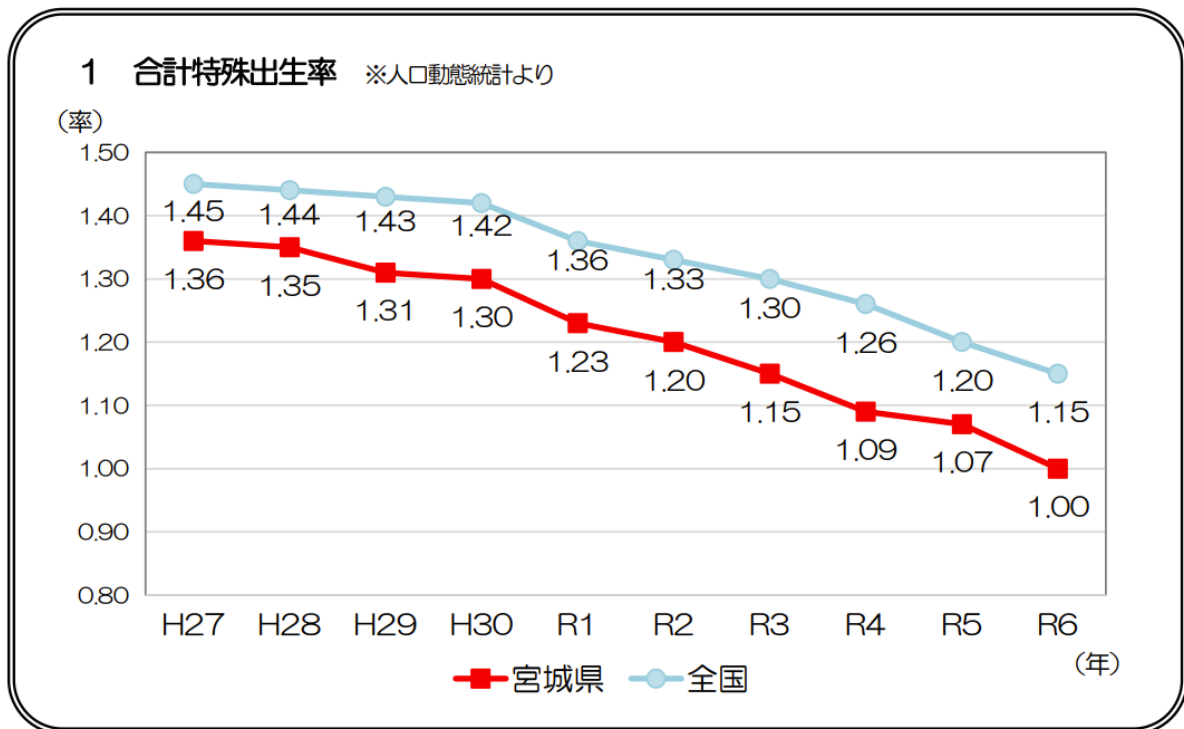
- ・「宮城県子どもアンケート調査」（県内の中学2年生19,329人を対象とした全数調査）

なお、前者は平成29年以来2回目、後者は初めての調査であり、今後も同様の調査を継続するかは未定と回答を受けている（令和7年10月30日に実施した担当課（子育て社会推進課）に対する質疑応答）。

## （意見2）

子ども、子育てを取り巻く環境は常に変化しており、県民が子ども、子育て政策に何を求めているかを適時適切に把握することが求められる。しかしながら、少子化対策の効果や課題を把握し、今後の事業の改善に資するアンケートは平成29年実施されて以降、令和6年度の上記2つのアンケートまで長期間実施されていない状況であった。この間にも県の出生率は平成29年度の1.31から令和6年度の1.00まで減少している。また、今後のアンケート予定も未定である。

子育てを取り巻く環境は刻々と変化していくことから、県民の意識を適時に把握していくことが望まれる。このため、費用対効果を考慮しつつも、重要な項目については毎年意識調査の実施を検討し、速やかに今後の事業計画へ反映させることが望まれる。



出所：みやぎ子ども・子育て幸福計画 令和6年度の施策の実施状況 一部抜粋

## (2) 子育て世帯支援融資事業（みやぎっこ応援ローン）

### 【事業の概要】

#### ① 事業目的

経済的支援等による子育て環境の整備

#### ② 事業内容

県と県内に本店のある金融機関が連携して創設した子育て世帯向けの優遇融資制度により、子どもを養育している保護者に対して、子育てに必要な資金全般を対象に融資を行う事業である。

#### ※包括外部監査人の補足

融資金の貸付の主体は金融機関であり、県は融資制度を実施するために予算の範囲内で融資原資を取扱金融機関に預託する。金融機関が融資する資金の総額は預託金額の2倍以上の額とされている。

預託金は事業年度末に全額、県に返還され、翌事業年度期首に翌年度分が金

融機関に預託される（令和7年10月30日に実施した担当課（子育て社会推進課）に対する質疑応答）。

③ 令和6年度実施状況

制度参加金融機関：11機関

新規融資実績：162件、263,190千円

④ 所管部局・課

保健福祉部 子育て社会推進課

⑤ 補助金交付の根拠法令等（条例、規則、要綱等含む）

・宮城県子育て世帯生活資金融資制度要綱

⑥ 事業開始年度・事業終了年度（予定）

平成29年度開始・終了予定なし

⑦ 事業費の推移・財源（単位：千円）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
最終予算額	200,190	220,180	230,171
決算額	195,149	210,159	230,150

⑧ 事業効果（指標）の推移

設定なし

【指摘及び意見】

① 融資金の目的外利用について

「宮城県子育て世帯生活資金融資制度要綱」第5条(1)資金の用途において、「対象者又はその配偶者の出産及び扶養する子どもの養育並びに教育に要する資金全般とする。ただし、事業性資金、レジャー・娯楽資金、借換資金、投

機・転貸資金及び高級服飾品を購入する資金等は除くものとする。」と定められており、当然ながら資金の使途は出産及び子育てに限定される。

近年、下記の新規融資実績の表のとおり県民への融資額は増加傾向にあり、事業費も増加している。これは、県が金融機関に確認したところ「低金利で使いやすいたことが要因と思われる」とのことである（令和7年10月30日に実施した担当課（子育て社会推進課）に対する質疑応答）。一方で、融資時の資金の使用用途の確認は各金融機関の実施方法に委ねられていることから、県として目的外利用を防止するための状況を把握できていない。

#### 【新規融資実績】

	件数	金額（千円）
令和4年度	90	128,950
令和5年度	133	201,130
令和6年度	162	263,190

出所：みやぎ子ども・子育て幸福計画施策実施状況 令和4年度～令和6年度をもとに監査人が作成

#### （意見1）

県として子育て支援を目的としていることから、融資金の目的外利用は県として防止する必要があるものの、現状、県は目的外利用を防止するための（貸出金融機関による）具体的な方策の把握までは実施していない。

融資を実行する各金融機関は融資時における独自ノウハウを有しており、金融機関の監督官庁ではない県が金融機関に求めることができる事項は制約が存在する可能性もあるが、例えば、七十七銀行はホームページにおいて、「お申込時にお持ちいただきたい書類」として「お支払費用が確認できる書類・納付書等」と記載されており、貸付時に使用用途の証憑を確認していることが読み取れることから、他の金融機関においても同様の対応を依頼することも考えられる。

#### ②事業の効果測定及び事業遂行を通じて得られる状況把握について

県に対するインタビューの結果、県としてこの事業における事業効果を測定す

る、又は、事業の遂行を通じて把握できる実態を確認するための事後対応について明確に定めを有していないと思慮される。

令和7年10月30日に実施した担当課（子育て社会推進課）に対する質疑応答によると、県は需要に対する供給を重視しているものの具体的な需要予測を行っていない。このため、結果的に貸付額が増加していることを把握した上で来期予算の増額を検討するにとどまっている可能性がある。

県が利用者増加の要因を金融機関に確認したところ、「低金利で使いやすいことが要因と思われる」との回答を得ている。低金利での融資を受けられることは県民にとって好ましい状況にあり今後の推進することが期待されるが、一方で、背景となる利用者の具体的な借入れの用途までは積極的に把握していないと思慮される。

## （意見2）

事業効果を測定しておらず、また、利用者の用途を把握していないことから、県は需要予測を行っておらず、また、県民のニーズを把握する機会を逸していると考えられる。

このため、事業効果の測定として、利用実績や利用者満足度・行動変容に関するアンケートを実施することが有効であると考えられる。例えば、利用実績数、「制度を利用してよかった」と回答する割合、その他行動変容に関する指標として、借入れの用途、制度利用世帯の負担軽減度合、働き方の選択肢、制度を利用しない場合は犠牲にせざるを得ないが、利用したことで犠牲にしなくて済んだ支出等がアンケート項目として考えられる。また、金融機関の協力を得て用途を把握することも考えられる。

利用者による借入れの用途、借入れをしたから回すことのできた支出を把握することは県民がどのような分野において経済的な支援を求めているかに関する県民のニーズを直接把握することのできる貴重な機会である。このため、アンケート及び金融機関の協力によりどのような用途で増加傾向にあるかを把握することで、今後、金融機関からの借入以外の方法による出産・子育て等の支援すべき分野を明確にしていくことの一助になると考えられる。

### ③ 事業の周知について

当事業は県のホームページで周知されており、各取扱金融機関のホームページに移動できるよう対象の金融機関のリンク先が掲載されている。しかしながら、リンク先は各金融機関のホームページではあるものの、必ずしも各取扱金融機関における「みやぎっこ応援ローン」関連のページではないことから、利用者自ら各取扱金融機関における本事業に関する該当ページを検索する必要がある。また、県の広報状況は、「当事業のチラシ・ポスターを作成し、県の地方機関（県内の保健福祉事務所9機関）や市町村、取扱金融機関に送付し広報のご協力をお願いしており、特設ホームページや電子媒体等での周知についての働きかけは行っておりません。」（子育て社会推進課からの質問回答より）とのことである。現在の、とりわけ子育て世代のインターネットの利用状況を勘案すると、ユーザーフレンドリーとは言い難い。

また、県のホームページでは「県では、少子化の一因とされている出産・子育てに係る経済的な負担や不安の軽減を図るため、県内の11金融機関と連携し「みやぎ子育て世帯支援総合融資『みやぎっこ応援ローン』を実施しています。」、つまり、「県では、・・・『みやぎっこ応援ローン』を実施しています。」と記載されていることから融資元が県であると誤認する県民も存在するものと考えられる。

### (意見3)

県としても「今後、取扱金融機関に対し、利用者への案内についてホームページ等で周知いただくようお願いしてまいりたいと考えております。」（令和7年11月28日に受領した担当課（子育て社会推進課）からの質問回答より）とのことであり、例えば各取扱金融機関に対して「みやぎっこ応援ローン」専用のホームページを設定することを依頼するとともに、県の該当ホームページでは同ホームページへのリンクを開示することで県民が容易に情報を収集することができるようになると考えられる。

また、融資主体は各金融機関であることを県のホームページで記載することで、各金融機関の融資審査を受審しなければならないこと等、利用希望者の制度理解の向上となることが期待される。

④ 県の募集要項と実際の募集要項等の違いについて

県では融資対象者を以下のとおり設定している

宮城県子育て世帯生活資金融資制度要綱より抜粋

(融資対象者)

第4 融資の対象者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 申込時において、宮城県内に住所を有する者
- (2) 原則として満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子ども（ただし、大学において修業年限を6年とする課程にある子どもにあっては、原則として満24歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子ども）を扶養している者、並びに妊娠中の者及びその配偶者
- (3) 申込時の年齢が満18歳以上の者であり、取扱金融機関において定める上限年齢及び償還完了時年齢等の年齢条件を満たす者
- (4) 継続して安定した収入があると認められる者
- (5) 取扱金融機関が指定する保証機関の保証を受けられる者
- (6) その他、取扱金融機関の融資基準等を満たす者

しかしながら、杜の都信用金庫のホームページで開示されている要綱では、ご利用いただける方として、「当金庫の営業地域にお住まい、又はご勤務（営業の方）」と記載されており、宮城県内に住所を有せずとも杜の都信用金庫の営業地域にて勤務している者も対象であるように解釈できるような表現が採用されている（令和7年12月11日現在）。県に確認したところ、「12月15日に杜の都信用金庫へ架電し確認を行ったところ、「宮城県子育て世帯生活資金融資制度要綱」と当該金融機関ホームページの記載内容に齟齬が生じているため、ホームページを修正する旨報告を受けました。」との回答（令和7年12月17日に受領した担当課（子育て社会推進課）からの質問回答より）であり、修正を行うとのことである（なお、令和8年3月18日現在で修正は行われていない）。また、実際に宮城県以外に住所を有するものに融資が行われたかについて県に確認

したところ、「12月15日（月）に架電にて調査を依頼したところ、『現在融資残高を有しているものは調査可能だが、完済したものの調査は不可能』とのことでした。なお、調査の結果、現在融資残高を有している者は全て宮城県在住であるとのことです。」との回答（令和7年12月17日に受領した担当課（子育て社会推進課）からの質問回答より）であった。よって現在では宮城県外在住者への融資は行われていないとのことである。

#### （意見4）

県は、取扱金融機関に対して適切な表現で記載することを周知するとともに、実際の記載を確認することで利用希望者が誤認しないような表現が採用されていることを確認する必要がある。

### （3）児童手当給付事業

#### 【事業の概要】

##### ① 事業目的

経済的支援等による子育て環境の整備

##### ② 事業内容

家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な成長に資することを目的として、中学校修了までの子どもを養育等している者に対して手当を支給する。

※令和6年度10月分から制度が拡充され、所得制限が撤廃されたほか、支給期間が高校生年代まで延長された。また、第3子以降の支給額が3万円に増額された。

##### ③ 令和6年度実施状況

受給対象児童数 281, 308人（令和7年2月末現在）

※公務員に係る児童を除く

④ 所管部局・課

保健福祉部 子育て社会推進課

⑤ 補助金交付の根拠法令等（条例、規則、要綱等含む）

- ・ 児童手当法
- ・ 児童手当法施行令
- ・ 児童手当法施行規則
- ・ 補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号）
- ・ 宮城県児童手当県費交付金交付要綱

⑥ 事業開始年度・事業終了年度（予定）

昭和47年度開始・終了予定なし

⑦ 事業費の推移・財源（単位：千円）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
最終予算額	4,742,244	4,546,514	4,241,549
決算額	4,674,937	4,488,307	4,240,571

⑧ 事業効果（指標）の推移（支給人数）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画	-	-	-
実績	235,067人	226,534人	281,308人

【指摘及び意見】

① ホームページにおける児童手当制度の案内について

県はホームページにて最新の児童手当制度の概要の説明を行っているが、令和6年10月における児童手当の制度改正以前のホームページが、改正から1年以上経過した令和7年11月時点においても削除されずに残されている。なお、当該ページでは冒頭に制度改正後のページのリンクを記載している。

改正前のページが長期間削除されずに残っている理由は、「特段の理由はなく更新が追いついていない、また児童手当制度以外にも情報が古いページが散見され、修正を予定している」とのことである（令和7年10月30日に実施した担当課（子育て社会推進課）に対する質疑応答）。

#### （意見1）

ホームページ冒頭で現行制度について言及しているものの、制度改正以前のページが残っていることで、閲覧した県民が、例えば、旧制度と新制度が併存し、条件により適用対象が異なる等と制度を誤認する可能性がある。制度改正から1年以上経過していることも踏まえ、遅滞なく制度改正以前のページは削除する必要がある。

#### （4）児童扶養手当給付事業

##### 【事業の概要】

##### ① 事業目的

経済的支援等による子育て環境の整備

##### ② 事業内容

ひとり親家庭の生活の安定と自立に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として、子どもを養育等している者に対して手当を支給する。

##### ③ 令和6年度実施状況

受給権者数 2,728人

（令和7年3月末現在）

##### ④ 所管部局・課

保健福祉部 子ども・家庭支援課

⑤ 補助金交付の根拠法令等（条例、規則、要綱等含む）

- ・ 児童扶養手当法
- ・ 児童扶養手当法施行令
- ・ 児童扶養手当の支払日等に関する規則

⑥ 事業開始年度・事業終了年度（予定）

昭和60年度開始・終了予定なし

⑦ 事業費の推移・財源（単位：千円）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
最終予算額*	-	-	-
決算額	1,279,056	1,241,523	1,264,064

\*：予算額については、児童扶養手当給付費全体で策定され、決算額については児童扶養手当給付費全体から当該事業に該当する部分を抜き出して開示している。そのため決算額に対応する予算額は個別に策定されておらず、記載なし。

⑧ 事業効果（指標）の推移（支給人数）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画	-	-	-
実績	2,874	2,793	2,728

【指摘及び意見】

指摘又は述べるべき意見はない。

(5) 施設型給付費・地域型保育給付費負担金

【事業の概要】

① 事業目的

経済的支援等による子育て環境の整備

② 事業内容

保護者の就労等により保育を必要とする子どもを預かる保育所等の給付費を負担する。令和元年10月からは、幼児教育・保育の無償化が開始されている。

③ 令和6年度実施状況

・施設型給付費

私立保育所及び認定こども園等34市町村470施設（分園は含まず）に対して、教育・保育に要する費用を負担した。

・地域型保育給付費負担金

地域型保育事業を行う29市町村277施設に対して、地域型保育給付費事業に要する費用を負担した。

④ 所管部局・課

保健福祉部 子育て社会推進課

⑤ 補助金交付の根拠法令等（条例、規則、要綱等含む）

- ・子ども・子育て支援法
- ・子ども・子育て支援法施行令
- ・宮城県子どものための教育・保育給付費負担金交付要綱
- ・宮城県施設型給付費等補助金交付要綱

⑥ 事業開始年度・事業終了年度（予定）

平成27年度開始・終了予定なし

⑦ 事業費の推移・財源（単位：千円）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
最終予算額*	-	-	-
決算額	10,771,521	13,129,466	14,461,609

\*：予算額については、施設型給付費・地域型保育給付費負担金全体で策定さ

れ、決算額については施設型給付費・地域型保育給付費負担金全体から過年度訂正に伴う追加交付額等を除いた、当該年度分のみを抜き出して記載している。そのため決算額に対応する予算額は個別に策定されておらず、記載なし。

⑧ 事業効果（指標）の推移（対象施設数）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画	-	-	-
実績	施設型給付費：423 地域型保育 給付費負担金：298	施設型給付費：447 地域型保育 給付費負担金：285	施設型給付費：470 地域型保育 給付費負担金：277

【指摘及び意見】

① 児童福祉施設等に対する指導監査における実施者の要件及び人手不足について

県は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）

（以下「児童福祉法等」という。）の規定に基づき私立認可保育所及び私立認定こども園に対して指導監査を行っている。本指導監査は、入所者の処遇、職員の配置及び勤務条件、経理状況、設備の状況等施設の運営管理全般について確認している。実施者は子育て社会推進課の職員であるが、担当6名に対して対象施設は200箇所とかなり多く、人手不足が生じている状況である（令和7年10月30日に実施した担当課（子育て社会推進課）に対する質疑応答）。また指導監査班の編成において、宮城県児童福祉行政等指導監査実施要綱上、指導監査は2人以上で実施し、そのうち1人は主査以上の職にある者とするよう努めると記載されているのみであり、保育に関する専門知識は求められていない。

（意見1）

指導監査を実施する実施者の要件の明確化及び人手不足の解消方法を検討されたい。例えば、厚生労働省が発表している「令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業認可外保育施設に対する指導監督の質の向上等に関する調査研究」で取り上げられているように、巡回支援指導事業を導入し指導監査に巡回支援指

導員を同行させることで、保育に関する専門知識を有した人員による指導監督が可能になると考えられる。

② 補助金交付要綱に定められた市町村からの実績報告期限遵守について

県は各市町村が算定した施設型給付費・地域型保育給付費負担金の一部を負担しており、各市町村に対して交付決定日の属する年度の翌年度6月末日までに事業実績の報告を指示しているが、令和6年度の交付に対する実績報告では、仙台市及び南三陸町の2市町村から提出された報告書の日付が期限である令和7年6月末日以降である7月1日及び同月3日であり、提出期限を超過している。

市町村からの実績報告を受けた後、県は実績報告の内容を確認の上、国に報告し、国による額の確定後、知事から市町村に確定通知を行うことで過払いの場合は過払いの返還命令を、不足していた場合は追加支払いを行う。なお、今回提出期限を超過していた上記2市町村について、実績報告が期限を超過したことによる後続の業務の遅れ等特段の不利益は生じていない（令和7年12月16日に受領した担当課（子育て社会推進課）からの質問回答より）。

**（意見2）**

今回は市町村からの実績報告が遅れたことによる不利益は生じていないが、資金繰り等、不利益が発生する虞もあり、市町村に対して要綱を遵守させることは県の当然の義務であることから、提出期限の厳守を改めて周知、徹底すべきである。

**（6）施設等利用給付費**

**【事業の概要】**

① 事業目的

経済的支援等による子育て環境の整備

② 事業内容

幼稚園や保育所等の利用料を一部無償化し、利用者の経済的負担の軽減を図り

ます。

③ 令和6年度実施状況

子ども・子育て支援法の規定に基づき、子ども・子育て支援の新制度未移行幼稚園や、認可外保育施設等の利用者に施設等利用給付費を支弁する市町村に対して、支給に要する費用を負担した。（子育て社会推進課：29市町村）（私学・公益法人課：32市町村）

④ 所管部局・課

保健福祉部 子育て社会推進課

総務部 私学・公益法人課

⑤ 補助金交付の根拠法令等（条例、規則、要綱等含む）

- ・子ども・子育て支援法
- ・子ども・子育て支援法施行令
- ・宮城県補助金等交付規則
- ・宮城県子育てのための施設等利用給付交付金交付要綱

⑥ 事業開始年度・事業終了年度（予定）

令和元年度開始・終了予定なし

⑦ 事業費の推移・財源（単位：千円）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
最終予算額*	-	-	-
決算額	1,251,330	1,041,528	812,667

\*：予算額については、施設等利用給付費全体で策定され、決算額については施設等利用給付費全体から過年度訂正に伴う追加交付額等を除いた、当該年度分のみを抜き出して記載している。そのため決算額に対応する予算額は個別に策定されておらず、記載なし。

⑧ 事業効果（指標）の推移（施設数）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画	-	-	-
実績	新制度幼稚園：46 認定こども園：139 私立保育所：238 小規模保育：219 家庭的保育：47 居宅訪問型保育：0 事業所内保育：29 特例保育 （へき地保育所）：3	新制度幼稚園：55 認定こども園：173 私立保育所：226 小規模保育：210 家庭的保育：45 居宅訪問型保育：1 事業所内保育：30 特例保育 （へき地保育所）：2	新制度幼稚園：59 認定こども園：192 私立保育所：219 小規模保育：206 家庭的保育：41 居宅訪問型保育：1 事業所内保育：28 特例保育 （へき地保育所）：1

【指摘及び意見】

指摘又は述べるべき意見はない。

（7）私立幼稚園に対する運営費補助

【事業の概要】

① 事業目的

学校教育・保育の提供の確保・充実（幼児期の学校教育・保育の充実）

② 事業内容

私立幼稚園における教育に経常的経費に対して財政支援を行い、私立幼稚園の教育環境の維持・向上、在籍する幼児の保護者の経済的負担の軽減を図ります。

③ 令和6年度実施状況

私立幼稚園50園に対して経常的経費の補助を行うとともに、施設型給付を受ける93園に対して経常的経費の特別加算（教育環境の維持向上）に係る補助を行った。

④ 所管部局・課

総務部 私学・公益法人課

⑤ 補助金交付の根拠法令等（条例、規則、要綱等含む）

- ・私立高等学校等経常費助成費補助金（一般補助）交付要綱
- ・私立学校運営費補助金交付要綱
- ・私立幼稚園教育振興補助金交付要綱

⑥ 事業開始年度・事業終了年度（予定）

昭和51年度開始・終了予定なし

⑦ 事業費の推移・財源（単位：千円）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
最終予算額	2,811,022	2,149,600	1,654,687
決算額	2,529,496	2,132,258	1,654,062

⑧ 事業効果（指標）の推移

設定なし

【指摘及び意見】

① 公表済み運用基準の記載漏れ

県のホームページで公表している「私立学校運営費補助金交付要綱」第6条及び「私立幼稚園教育振興補助金交付要綱」第6条には、減額の要件として（1）～（8）が定められている。一方、同様に県のホームページで公表されている「補助金の減額に関する規定及び運用基準」には、減額事由が1～6までしかなく、上記要綱における「（7）運営費補助金の申請書等に不実の記載をしたとき。（8）前各号に掲げるもののほか、運営費補助金の交付目的若しくは交付決定内容又はこれに付した条件に違反したとき。」については不記載である（令和7年11月11日現在）。当初（平成24年）の県のホームページ公表時から不記載であり、理由は不明とのことである（令和7年10月31日に実施した担当課（私学・公益法人課）への質疑応答）。なお現在においては修正されている。

## (意見1)

減額理由7と減額理由8についてはこれまで違反となる事例はなく、適切に運用を行っていた（令和7年12月17日に受領した担当課（私学・公益法人課）からの質問回答より）とのことである。結果として、県公表資料は実態に即した記載となっていなかった。公表資料については、公表時の確認及び、長い期間公表されているものについては、定期的な確認が必要である。

## (8) 地域子ども・子育て支援事業

### 【事業の概要】

#### ① 事業目的

ニーズに応じた多様な子育て支援の充実

#### ② 事業内容

市町村が実施する地域子ども・子育て支援事業（地域子育て拠点支援事業、一時預かり事業、子育て短期支援事業、放課後児童健全育成事業）に対して財政支援を行う。

#### ③ 令和6年度実施状況

放課後児童健全育成事業34市町村、地域子育て支援拠点事業32市町村に対して補助を実施した。

#### ④ 所管部局・課

保健福祉部 子育て社会推進課

#### ⑤ 補助金交付の根拠法令等（条例、規則、要綱等含む）

- ・利用者支援事業実施要綱
- ・延長保育事業実施要綱
- ・実費徴収に係る補足給付事業実施要綱
- ・多様な事業者の参入促進・能力活用事業実施要綱

- ・放課後児童健全育成事業実施要綱
- ・子育て短期支援事業実施要綱
- ・乳児家庭全戸訪問事業実施要綱
- ・養育支援訪問事業実施要綱
- ・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業実施要綱
- ・子育て世帯訪問支援事業実施要綱
- ・児童育成支援拠点事業実施要綱
- ・親子関係形成支援事業実施要綱
- ・地域子育て支援拠点事業実施要綱
- ・一時預かり事業実施要綱
- ・病児保育事業実施要綱
- ・子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）実施要綱

⑥ 事業開始年度・事業終了年度（予定）

平成27年度開始・終了予定なし

⑦ 事業費の推移・財源（単位：千円）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
最終予算額	2,800,000	2,973,619	3,630,415
決算額	2,796,557	2,970,814	3,629,443

⑧ 事業効果（指標）の推移

設定なし

【指摘及び意見】

① 決算額の記載方法について

事業費の推移に記載されている決算額は確定値ではなく、計画をもとにした概算払いの金額である。ただし、「みやぎ子ども・子育て幸福計画（令和2年度～令和6年度）」に基づく施策の実施状況（令和6年度）にはその旨の記載はない。これは、国の額確定時期が遅く本集計に間に合わないため、県は計画をもと

にした概算払い時の金額を用いて「みやぎ子ども・子育て幸福計画（令和2年度～令和6年度）」に基づく施策の実施状況を作成している。令和5年度においては、計画をもとにして概算払いした金額は2,814百万円（決算額には社会福祉課への執行委任分等が含まれているため、上記令和5年度の決算額2,970百万円とは、一致しない）、国が確定した最終の確定額は2,519百万円であり、差額である295百万円の返還額が生じている。これは、国（こども家庭庁）が金額の確定時において追加支払いを行わない方針のため、市町村が計画金額を多めに見積もる傾向にあることによる（令和7年10月30日に実施した担当課（子育て社会推進課）に対する質疑応答）。

### （意見1）

国の確定時期が遅いため、決算額を計画に基づく概算払いの金額として公表することはやむを得ない。しかし、決算額は多めに見積もられた計画をもとにした概算払いの金額であり、確定額と一定の差が生じる。この点を県民にわかりやすく開示することが正しい理解を促進するために有用である。例えば、国の確定時期が遅いため決算額は今後変動する可能性がある旨の記載及び過去の実際額等の記載が考えられる。

## （9）私立幼稚園預かり保育推進事業

### 【事業の概要】

#### ① 事業目的

ニーズに応じた多様な子育て支援の充実

#### ② 事業内容

正規の保育時間以外に2時間以上の預かり保育を継続的に実施する私立幼稚園に対して財政支援を行い、保育機能の充実を図る。

#### ③ 令和6年度実施状況

98園に対して補助を行った。

④ 所管部局・課

総務部 私学・公益法人課

⑤ 補助金交付の根拠法令等（条例、規則、要綱等含む）

- ・私立幼稚園預かり保育等推進事業補助金交付要綱
- ・私立幼稚園預かり保育等推進事業補助金取扱要領
- ・私立学校教育改革推進特別経費補助金交付要綱
- ・私立学校教育改革推進特別経費補助金取扱要領

⑥ 事業開始年度・事業終了年度（予定）

平成9年度開始・終了予定なし

⑦ 事業費の推移・財源（単位：千円）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
最終予算額	200,480	230,320	206,140
決算額	173,540	171,580	163,710

⑧ 事業効果（指標）の推移

設定なし

【指摘及び意見】

指摘又は述べるべき意見はない。

（10）医療的ケア推進事業

【事業の概要】

① 事業目的

日常的に医療的ケアを必要とする児童生徒が通学する県立特別支援学校において、児童生徒の健康の維持・増進及び安全な学習環境の整備を進め、児童生徒の

教育の充実を図る。

② 事業内容

県立特別支援学校において、医療的ケアを必要とする児童生徒に対して医療的ケアを実施するため、必要な看護師を配置するとともに、巡回指導医の指導のもと、教員が看護師と連携して医療的ケアを実施する体制を整備する。

③ 令和6年度実施状況

・医療的ケアの実施体制の確保

医療的ケアを必要とする児童生徒の学習機会創出を図るため、該当特別支援学校に看護師を配置し教員と連携して医療的ケアを実施した（実施校19校、対象児童生徒128人(令和6年度末時点)）。

・医療的ケア体制の充実

・看護職員に対して医療的ケアの理解に関する研修、市町村教育委員会に対して医療的ケアの制度に関する研修を実施した。

④ 所管部局・課

教育庁 特別支援教育課

⑤ 事業実施の根拠法令等（条例、規則、要綱等含む）

- ・医療的ケア推進事業実施要綱
- ・医療的ケア推進事業実施に関する要領
- ・医療的ケア推進事業に関する看護職員設置要綱
- ・宮城県教育委員会に属する会計年度任用職員取扱要綱

⑥ 事業開始年度・事業終了年度（予定）

平成16年度開始・終了予定なし

⑦ 事業費の推移・財源（単位：千円）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
最終予算額	203,356	214,502	239,125
決算額	191,107	198,017	218,707

⑧ 事業効果（指標）の推移（単位：人）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
医療的ケア 対象児童生徒数	125	122	128
看護職員数	134	135	142

【指摘及び意見】

① 研修受講履歴の管理について

医療的ケアを実施する特別支援学校で勤務する看護職員や管理職、その他教員を対象にした研修を年2回実施している。このうち看護職員については全員受講を基本方針としており、当日欠席者についてはオンデマンド配信による受講機会を設けている。オンデマンド配信での受講となった場合、各学校に受講案内メールを送付しているものの、受講実績の確認は行われておらず、受講履歴も記録されない。また、対面型研修の当日出席者を対象に研修内容に対するアンケートを実施しているが、オンライン開催の研修やオンデマンド配信による受講者に対するアンケートは実施されていない。

（意見1）

費用対効果の観点から厳密な受講実績の確認が難しい場合であっても、研修の実効性を高めるため、オンライン開催時やオンデマンド配信受講者に対しアンケート等を実施し、受講の有無を把握する仕組みを整備すべきである。また、アンケートを実施することにより研修内容に対するフィードバックを得ることで、研修のコンテンツをより良く改善し、同時に、現場で認識されている課題や要望についての情報収集に活かしていくことが望ましい。

## ② 文部科学省通知の関係機関への周知遅延について

令和6年3月8日付で総務省から文部科学省に対し医療的ケアに関する調査結果の通知が発出された。これを受け、文部科学省からは令和6年4月19日付で県に対し同内容の通知があった。しかし、県から各県立特別支援学校及び各市町村教育委員会への周知は令和6年9月26日付となり、通知から周知までに相当の期間を要した。

文部科学省からの通知が課の共有アドレス宛てに送付され、課内でメールが開封された後、本件の担当者による確認と内容の展開が漏れてしまったことが遅延理由である（令和7年10月29日に実施した担当課（特別支援教育課）に対する質疑応答）。当該事象は通知先である市町村からの問い合わせにより発覚した。背景として、共有アドレスは受信したメールを複数の担当者が閲覧できるものの、メールシステムの仕様上、共有アドレスで受信したメールの開封状態が共有アカウント単位でしか把握できない（共有アドレスのいずれかのユーザーが開封した後は、同メールが他のユーザーにも既読メールとして表示される）仕組みとなっていたため、本件に対応すべき担当者は自身にとっての未読メールを網羅的に確認対象に含めることができなかつたという事情が存在した。（令和7年10月29日に実施した担当課（特別支援教育課）に対する質疑応答）。

なお、県は再発防止策として、共有アドレスについても共有アカウント単位ではなく、共有対象であるユーザー（担当者）単位でメールの開封状況を把握できるメールシステムにより確認を行うよう対応を改善している。

### （意見2）

今回の事象は通知先である市町村からの問い合わせが無ければ発覚することがなかつた可能性が高く、また通知文書には医療的ケア児の学校在学時における発災への備え等についても記載されていることから、周知が遅延することで安全確保体制の不備等に繋がる虞があり、関係機関への迅速な情報共有という観点から課題が認められる。

メールシステムの確認方法に関しては前述の再発防止策により是正が図られているものの、メール受信後のタスクの対応状況をメールの既読状況のみで確認しており、対応漏れが発生するリスクに対しては改善が図られていない。当該リス

クを回避するためには、メールの既読状況のみでは情報が不十分であり、追加的な情報を一元的に管理する仕組みの導入が必要である。例えばメールシステムのフラグ機能を用いて対応状況を明確化することが有用である。

### ③ 勤勉手当の予算に係る予備分について

勤勉手当の今後所要額について、県は各特別支援学校から報告された執行見込額に対し、各学校側の計算に誤り等があった場合であっても予算の不足が生じないように、令和6年度予算を補正・減額する際の予備分として2割を上乗せして計算している。令和6年12月に給与改定があったことに伴い勤勉手当の増加が見込まれることになり、各学校側においても給与改定を反映した金額で執行見込額を計算していたが、県が各学校から報告された今後の執行見込額に一律に2割の上乗せを行った（令和7年10月29日に実施した担当課（特別支援教育課）に対する質疑応答）。なお、県において計上された上乗せ額の合計は665,840円となっている。

### （意見3）

各特別支援学校における計算誤りは過大・過少の両方向で生じる可能性があるため、報告額に対し一律に2割を上乗せする算定方法は合理的な根拠に乏しいといえる。このような予備分は必要額以上に予算が配分される虞があり、また予算の適正性や透明性を損なう虞がある。金額的な重要性は乏しいことから事務効率化の観点より一律での対応も許容されうると考えられるが、金額の規模が大きくなる、又は、他の事業等において予備の予算を設定する際は、過去における計算誤りの実績、各学校の金額規模等を勘案し、一律ではなく状況に応じた複数の対応方法を設けること等が考えられる。

### ④ 表計算ソフトにおける勤勉手当の計算誤りについて

勤勉手当に関して、県では各特別支援学校から報告された執行見込額をもとに予算を編成しているが、令和6年度の報告額を集計する際に一部の学校について取り込みが漏れ、結果的に予算が1,127,919円不足するという事象が発生した。これは、勤勉手当については各学校において算定しているが、各学校から提出さ

れた執行見込額に関するデータを県で取り込む際に表計算ソフトのセルの参照先を誤ったことが原因であり、本予算の不足に伴い他の予算からの流用が必要となった際に不足の経緯を調査する過程で表計算ソフトの算式誤りが発覚した（令和7年10月29日に実施した担当課（特別支援教育課）に対する質疑応答）。

なお、集計結果について従来から紙媒体による複数人での確認は行っていたものの、集計結果の正確性に対する確認作業が不十分であったことからデータの取り込み漏れが検出されない結果となった。今回の事象を受け、各学校の執行見込額についても複数人での確認対象に追加する再発防止策を講じている。

#### （意見4）

紙媒体での確認方法では表計算ソフトの算定式を直接確認することができないため、算定式の誤りを検出するという観点からは表計算ソフト自体を確認対象とすることが望ましい。また、各学校からの報告様式には合計額の入力欄が固定されたフォーマットを使用する等の対応により算定式の更新を不要とすると同時に、適切な算定式の設定後の変更を制限する仕組みを構築することが望ましい。

### （11）周産期医療対策事業

#### 【事業の概要】

##### ① 事業目的

妊娠・出産・育児期における母子保健対策の充実

##### ② 事業内容

周産期医療情報センターの運営、総合地域周産期母子医療センター及び地域周産期母子医療センターの運営支援等により、周産期医療体制の整備を図ります。

##### ③ 令和6年度実施状況

周産期医療の維持のため、各種事業の運営費補助を実施した。

県内の周産期医療施設の状況を調査し、周産期医療体制の整備を図った。

周産期医療従事者の研修を行い対応力の向上を図った。

④ 所管部局・課

保健福祉部 医療政策課

⑤ 補助金交付の根拠法令等（条例、規則、要綱等含む）

- ・医療提供体制推進事業費補助金交付要綱
- ・宮城県周産期母子医療センター運営事業補助金交付要綱
- ・周産期医療対策事業等実施要綱（周産期医療対策事業、周産期母子医療センター運営費補助事業、NICU等長期入院児支援施設補助事業）
- ・地域医療対策事業実施要綱（周産期医療ネットワーク強化事業）

⑥ 事業開始年度・事業終了年度（予定）

平成16年度開始・終了予定なし

⑦ 事業費の推移・財源（単位：千円）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
最終予算額	283,810	181,636	181,372
決算額	182,024	178,122	176,381

【指摘及び意見】

① 予算の下振れに関する情報伝達の不足

周産期医療ネットワーク強化事業において、最終予算775千円に対し決算額が358千円となっており、執行率が5割未満となっているものの、この下振れの理由は課内で共有されるに留まり、予算を編成する財政部局への共有はなされていない。これに伴い、予算を審議する議会に対しても財政部局から情報を共有することができなくなっている。なお、上記下振れは補助対象となる事業者側の都合によりやむを得ず生じたものであり、不正や予算策定の誤り等を示唆するものではない。

## (意見1)

金額が少額とはいえ、予算の執行率が5割を下回っているという状況は、予算の策定時に想定していた前提に重要な変化が生じたことを示していると考えられる。予算編成の精度向上を図るためには、予算の執行状況を分析・管理し、必要に応じて補正予算、次年度の予算要求及び事業計画に適切な反映を行うことが必要であることから、上記のような状況の重要な変化について情報の非対称性が生じぬよう、課内での情報共有にとどまらず、財政部局にも自発的な情報共有を行うことが望ましい。

## ② 電子決裁の場合における、紙面上での作業の重複

近年県では電子化が推進されており、起案文書をシステム上のワークフローに基づき電子決裁する仕組みが構築されている。医療政策課では、契約書など電子化されていない文書について、決裁には電子システムを活用しているものの、紙文書も存在することを明確にするため、県の運用ルールに従い、送付票（紙）を添えて回覧している。また、同回付にあたり文書の回付状況の見える化のため、紙面に受領証跡を残す運用がなされている（令和8年1月13日に実施した担当課（県政情報・文書課を介して行政経営企画課が回答）に対する質疑応答）。

## (意見2)

電子決裁の場合でも紙面で文書を回付することには合理的な理由が存在するため、電子化への移行の過渡期においては必要な対応である。一方、電子決裁の場合はシステム上で文書の回付状況を包含した情報である起案の承認状況が把握でき、紙面はこれを補完する位置づけにあることから紙面に受領証跡を残す意義は乏しい。このため、効率性の観点から紙面の受領証跡は不要の扱いとすることが望ましい。

## (12) 児童保護措置費

### 【事業の概要】

#### ① 事業目的

社会的養護体制の充実（施設機能の見直し）

#### ② 事業内容

児童養護施設及び乳児院における小規模かつ地域分散化の推進を図るとともに、施設の職員配置基準の強化を含む高機能化及び多機能化、機能転換を推進し、社会的養育体制の充実を図る。

#### ③ 令和6年度実施状況

＜小規模グループケア事業＞

小規模グループケアを実施している乳児院2か所、児童養護施設5か所に措置費として小規模グループケア分単価を加算して支給した。

＜地域小規模児童養護施設＞

14か所の地域小規模児童養護施設に35人の要保護児童を入所させた。

#### ④ 所管部局・課

保健福祉部 子ども・家庭支援課

#### ⑤ 措置費交付の根拠法令等（条例、規則、要綱等含む）

- ・児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について
- ・「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」通知の施行について

#### ⑥ 事業開始年度・事業終了年度（予定）

小規模グループケア事業：平成17年度開始・終了予定なし

地域小規模児童養護施設：平成12年度開始・終了予定なし

⑦ 事業費の推移・財源（単位：千円）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
最終予算額*	-	-	-
決算額	310,566	321,670	378,428

\*：予算額については、児童保護措置費全体で策定され、決算額については児童保護措置費全体から小規模グループケア事業、地域小規模児童養護施設の部分を抜き出して開示している。そのため決算額に対応する予算額は個別に策定されておらず、記載なし。

⑧ 事業効果（指標）の推移

設定なし

【指摘及び意見】

① 定期的なモニタリング体制の強化

当該事業の定期的なモニタリングとして、県は社会福祉法人指導監査の結果を利用することとしている。社会福祉法人指導監査とは、厚生労働省が策定した「社会福祉法人指導監査実施要綱」をもとに、各都道府県、政令指定都市、中核市が実施する監査である。当事業の措置費を交付する施設には、県が監査を実施する県所管施設と、県唯一の政令指定都市である仙台市が監査を実施する仙台市所管施設が存在する。県所管施設は、県の社会福祉課が実施する社会福祉法人の指導監査の結果を利用している。一方、仙台市所管施設は仙台市が監査を実施しているが、その結果を定期的に入手する体制は整っていない。

（意見1）

県は仙台市所管の施設について監査結果は入手していないものの、業務を遂行する上で必要な情報は仙台市から日常的に電子メール又は電話により共有が行われているため問題ないと認識している。（令和8年1月7日に実施した担当課（子ども・家庭支援課）に対する質疑応答）。しかしながら、現在の方法では仙台市への確認が属人的業務となる可能性が存在し、また、電話による共有の場合、共有された情報を事後的に確認することができない。このため、仙台市から

も監査結果を定期的に入手することで、必要な情報を適時かつ正確に把握する必要がある。

### (13) 発達障害児者総合支援事業

#### 【事業の概要】

##### ① 事業目的

障害や疾病があっても安心して生活ができる相談・支援体制の整備

##### ② 事業内容

ライフステージに応じて身近な地域で支援を受けられる体制を目指し、各圏域(※)に障害児等への療育相談体制を整備するとともに、発達障害児者を支援する支援者への支援を担う発達障害者地域支援マネジャーの配置を進める。また、発達障害者支援センターを設置し、機能分化と連携を軸とした重層的な支援体制の整備を進めるとともに、医療提供体制の確保や関係機関との連携強化を図る。

(※) 行政的目的に基づいて区切られた地域

##### ③ 令和6年度実施状況

###### <障害児等療育支援事業>

各障害保健福祉圏域に療育相談窓口を設置、併せて発達障害者支援体制における一次支援機関とし、訪問・面接・電話等による各種相談延べ1,036件に対応したほか、家族支援等を実施。

###### <発達障害者地域支援マネジャー配置事業>

各障害保健福祉圏域で中核となる事業所に発達障害者地域支援マネジャーを配置し、市町村等の一次支援機関を支援する機関として延べ1,123件の相談に対応したほか、地域支援として研修等を実施。

###### <発達障害者支援センター運営事業>

発達障害者支援センター「えくぼ」は主に大人への支援を中心とし、各種相談延べ372件に対応したほか、研修・セミナーや普及啓発、当事者交流会等を実施。

県直営センター（子ども総合センター内）は、令和2年度より小児科医を常勤配置し、各種相談延べ82件、関係機関への技術支援延べ212件、各種研修、ペアレント・メンター派遣調整等を実施。

④ 所管部局・課

保健福祉部 精神保健推進室

⑤ 事業実施の根拠法令等（条例、規則、要綱等含む）

- ・ 発達障害者支援センター運営事業実施要綱
- ・ 宮城県発達障害者支援センター運営実施要綱
- ・ 宮城県発達障害者地域支援マネージャー配置事業実施要綱
- ・ 宮城県障害児等療育支援事業実施要綱
- ・ 発達障害診断待機解消事業実施要綱
- ・ かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業実施要綱

⑥ 事業開始年度・事業終了年度（予定）

平成18年度開始・終了予定なし

⑦ 事業費の推移・財源（単位：千円）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
最終予算額	121,469	120,203	120,597
決算額	120,384	119,376	119,548

⑧ 事業効果（指標）の推移

設定なし

【指摘及び意見】

① 各支援機関に対する委託契約手続の透明性の不足

県は障害児等療育支援事業及び発達障害者地域支援マネージャー配置事業において、各障害保健福祉圏域に一次及び二次支援機関を設置するに当たり各圏域の事

業者と委託契約を締結しているが、1者見積りによる随意契約が継続しており、かつ、前年踏襲での価格設定が常態化する中で（令和7年10月29日に実施した担当室（精神保健推進室）に対する質疑応答）、見積り額が予定価格と近似している事例や、担当圏域の異なる事業者間で見積り額が一致する事例が確認される等、合規性の観点からの問題点は認められないものの契約に際して透明性確保のための仕組みが十分に機能していない可能性が認められた。背景には、受託者側の成り手不足に伴い、県が候補事業者を選定し、受託を依頼せざるを得ない状況が存在していることがある。また、入札方式への移行等の透明性を高めるための措置も受託者側の負担増によりさらなる成り手の減少を招くおそれがあることから、採用に二の足を踏んでいる（令和7年10月29日に実施した担当課（精神保健推進室）に対する質疑応答）。

なお、各契約における予定価格と見積額は以下のとおりである。（県作成の非公表資料より引用）

#### 令和6年度宮城県障害児等療育支援業務

圏域	契約相手	予定価格	見積額
仙南	A事業者	X円	$\alpha$ 円
仙台A	A事業者	X円	$\alpha$ 円
仙台B	B事業者	X円	$\beta$ 円
大崎	A事業者	X円	$\alpha$ 円
栗原	C事業者	X円	$\gamma$ 円
登米	D事業者	X円	$\alpha$ 円
石巻	E事業者	X円	$\alpha$ 円
気仙沼	F事業者	X円	$\alpha$ 円

※予定価格及び見積額は非公開情報であることから包括外部監査人の意向で数値をアルファベットに置き換えている。同じアルファベットは同額であることを示している。

令和6年度宮城県発達障害者地域支援マネジャー配置業務

圏域	契約相手	予定価格	見積額
仙南	A事業者	Y円	$\delta$ 円
仙台A	A事業者	Y円	$\delta$ 円
仙台B	B事業者	Z円	$\varepsilon$ 円
大崎	A事業者	Y円	$\delta$ 円
栗原、登米	D事業者	Y円	$\delta$ 円
石巻	E事業者	Y円	$\zeta$ 円
気仙沼	F事業者	Y円	$\delta$ 円

(意見1)

現状の契約手続は、透明性・競争性の観点で課題が認められる。価格設定が過去実績に依存しており市場水準との比較が行われていないことから、過去実績ベースの価格設定について市場水準との比較を行い、その妥当性を検証するとともに、事後的に確認することができるよう文書化することが求められる。

(意見2)

1 者見積りによる随意契約や価格踏襲が継続している現状の対応は、成り手不足の状況を踏まえればやむを得ないものであると考えられる。また、県による契約手続に合規性の観点からの問題点は認められない。一方で、成り手不足により前年踏襲での価格設定が常態化しているという状況には特異性が認められるため、このような経緯が十分に文書化されないまま現状の対応がなされているという事実は、透明性が不十分な方法に基づく契約手続を可能とする過去事例を生じさせることとなり、将来的にやむを得ない事情が存在しない事業においても同様の取り扱いがなされることにつながる虞がある。このようなリスクを防止するためには、法令や規則を遵守した契約手続に加え、特異な状況が生じた経緯についても詳細な文書化や議論を行うことが望ましい。

② 業務量に比例しない画一的な予定価格・契約額の設定

各圏域に設置されている一次支援機関は障害児等の療育相談への対応が主な業

務であることから、圏域の人口と委託契約から生じる業務量が比例すると想定されるにもかかわらず、各圏域において適正な価格での契約を目的として事業者からの見積り徴収前に県が設定する予定価格が同一となっており、実際に締結された契約額も概ね同等となっている状況にある。なお、業務の主なコストは相談員の人件費であるが、1次支援機関に専任の人員配置は求められていないことから、相談員は1次支援機関である各事業者の組織内において、本事業に関連しない他の業務を兼務することが可能となっている。

### (意見3)

業務量に差がある状況下で固定的な価格設定が行われている現状は、県の視点からは予算配分及び相談員配置に係るリソース配分の適正性の観点で、委託先事業者の視点からは価格決定の公平性の観点で課題があると考えられる。相談員の専任配置を求めない契約形態であるからこそ、業務量に連動した価格設定を導入することが実態に即している。現状は成り手が少ない状況下にあるものの、業務量に連動した価格設定と最低保証額を同時に導入することで、積極的な業務提供のインセンティブを生じさせることが望ましい。

また、根本的な原因として、十分な専門性・適格性を有する事業者の不足が挙げられることから、県を挙げて障害児療育や発達障害支援に関する専門研修の開催を主導し既存事業者や新規参入希望者のスキル向上を支援する、大学や専門学校との連携により中長期的に専門性の高い人材の育成を促すといった施策を講じていくことが望ましい。

### ③ 紙媒体における承認漏れ

周産期医療対策事業②と同様。

## (14) 小児慢性特定疾病医療費助成事業

### 【事業の概要】

#### ① 事業目的

障害や疾病があっても安心して生活ができる相談・支援体制の整備（小児医

療の充実と医療的ケアが必要な子どもの療育支援体制の整備)

② 事業内容

慢性疾病にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とする児童等の健全な育成を目的として、その治療方法の確立と普及を図り、併せて患者家庭の医療費の負担軽減に資するため、医療費の自己負担分を助成します。

③ 令和6年度実施状況

小児慢性特定疾病認定者に対して、医療費助成を実施。

(助成額：257,618,688円)

④ 所管部局・課

保健福祉部 疾病・感染症対策課

⑤ 根拠法令等（条例、規則、要綱等含む）

- ・小児慢性特定疾病医療費支給認定実施要綱
- ・宮城県小児慢性特定疾病医療費支給認定事務取扱要領
- ・児童福祉法
- ・児童福祉法施行令
- ・児童福祉法施行規則

⑥ 事業開始年度・事業終了年度（予定）

平成27年度開始・終了予定なし

⑦ 事業費の推移・財源（単位：千円）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
最終予算額	284,151	299,634	306,666
決算額	249,596	261,795	266,763

## 【指摘及び意見】

指摘又は述べるべき意見はない。

## (15) 地域少子化対策重点推進交付金事業

### 【事業の概要】

#### ① 事業目的

結婚を支援する取組の推進

#### ② 事業内容

結婚に伴う新生活を経済的に支援するため各自治体が行う、新規に婚姻した世帯を対象に行う結婚新生活支援事業（家賃、引っ越し費用等を補助）の取組に対して補助金を交付します。

#### ③ 令和6年度実施状況

結婚に対する取組や、結婚、妊娠・出産、乳幼児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・気運の醸成の取組について、優良事例の横展開を支援するとともに、結婚により新生活を始めるカップルに対して、引越費用等を補助する結婚新生活支援事業として、市町村に対して交付金を交付した。

- ・実施市町村：17市町
- ・対象事業：31事業

#### ④ 所管部局・課

保健福祉部 子育て社会推進課

#### ⑤ 補助金交付の根拠法令等（条例、規則、要綱等含む）

- ・地域少子化対策重点推進交付金交付要綱
- ・地域少子化対策重点推進交付金実施要領

⑥ 事業開始年度・事業終了年度（予定）

平成26年度開始・終了予定なし

⑦ 事業費の推移・財源（単位：千円）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
最終予算額	41,432	74,355	156,044
決算額	24,914	44,003	101,520

⑧ 事業効果（指標）の推移（抜粋）

設定なし

【指摘及び意見】

指摘又は述べるべき意見はない。

（16）若い世代のための少子化対策強化事業

【事業の概要】

① 事業目的

少子化の一因である未婚化・晩婚化への対応

② 事業内容

（若い世代へのライフプランセミナー事業）

県内の高校生・大学生に対し、妊娠・出産・子育てに関する正しい知識を身につけ、妊娠・出産の適齢期を理解した上でライフプラン形成ができるよう「ライフプランセミナー」を開催する。

（若い世代のための少子化対策強化事業（結婚支援事業））

結婚支援業務を総合的に行う、みやぎ結婚支援センターを設置し、結婚を希望する男女が成婚につなげるための結婚相談及びマッチング支援、婚活イベント等を実施する。

③ 令和6年度実施状況

(若い世代へのライフプランセミナー事業)

・若い世代(高校生・大学生)に向け、妊娠・出産・子育てに対する正しい知識の普及等を行うためのライフプランセミナーを実施した。また、大学生向けセミナーについては、アーカイブ配信を行い、セミナー参加者以外にも幅広く視聴してもらうよう取組を実施した。

(実施状況) 大学6校 6回/高校9校 9回

(アーカイブ配信視聴数) 1,961回

・関連冊子を作成し、大学生及び高校生に配布した。

(大学生向け: 78大学・専門学校、3万部/高校生向け: 96校、2万部)

(若い世代のための少子化対策強化事業(結婚支援事業))

・出会いの機会の増加や利便性の向上を目的として、令和3年度から新たにAIを活用したマッチングシステムを導入し、「みやぎ結婚支援センター『みやまり!』」を開設。引き続き、出張登録会・相談会の開催、体験型の婚活イベント等も開催。出会いの機会を創出した。

○登録者数(令和7年3月末時点)

男性 832名、女性 595名、計 1,427名

以下、年度実績

○お見合い成立組数 1,987組

○イベント参加者数【15回開催】

男性 133名、女性 127名、計 260名

○成婚数 42組(※)

(※) マッチングシステムによる成婚数であり、同登録者は1,427名である。

・こども家庭庁が推進する「こどもまんなか月間」と連動し、結婚・子育てを推進することを目的として、市町村と連携を図りながらイベントを開催し気運醸成に努めた。

○イベント参加者数

男性 56名、女性 77名、計 133名

④ 所管部局・課

保健福祉部 子育て社会推進課

⑤ 根拠法令等（条例、規則、要綱等含む）

- ・地域少子化対策重点推進交付金交付要綱
- ・地域少子化対策重点推進交付金実施要領

⑥ 事業開始年度・事業終了年度（予定）

平成28年度開始・終了予定なし

⑦ 事業費の推移・財源（単位：千円）

（若い世代へのライフプランセミナー事業）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
最終予算額	-	-	-
決算額	3,988	4,971	5,272

（若い世代のための少子化対策強化事業（結婚支援事業））

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
最終予算額*	-	-	-
決算額	19,070	22,645	34,864

\*：予算額については、若い世代のための少子化対策強化事業全体で策定され、決算額については全体から対象事業について、抜き出して開示している。そのため決算額に対応する予算額は個別に策定されておらず、記載なし。

⑧ 事業効果（指標）の推移（少子化対策全体・合計特殊出生率）

※個別事業ごとには別途事業効果指標あり

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画（目標値）	1.40	1.40	1.40

実績	1.09	1.07	1.00
----	------	------	------

## 【指摘及び意見】

### ① 委託時の随意契約について

若い世代のための少子化対策強化事業（結婚支援事業）の一部となっている結婚支援事業（市町村と連携した出張登録会の実施）、結婚支援事業（結婚支援センターの運営）、結婚支援事業（婚活イベント・スキルアップセミナーの開催）は、公募ではなく随意契約で包括して外部業者への委託が行われている。

随意契約を行っている理由として、令和6年3月19日特別物品調達等指名委員会 子育て社会推進課資料「令和6年度結婚支援業務委託に係る随意契約について」において、以下の記載がある。

#### 6 随意契約とする理由

今回の選定業者は、令和3年度のAIマッチングシステム導入に伴い行ったプロポーザル方式選定委員会において、本業務及びマッチングシステム構築等業務の受託者として選定された事業者であり、令和3年9月に「みやぎ結婚支援センター」を開設し、令和4年度、令和5年度と継続してAIマッチングシステムを活用した結婚支援業務を遂行している。令和6年1月末時点でのセンターの実績は、登録者数1,949人、マッチング成立数7,010組、成婚退会者数147組となっており、着実に成果が上がってきている。また、市町村と連携した出張登録・相談会についても、実施市町数及び実施回数ともに実績が上がっており、今後さらに規模を拡大した業務遂行が見込める。

当該事業者は、自社の結婚相談所運営や婚活イベント開催により、結婚支援に関するノウハウを有しており、全国における成婚データをもとに、結婚相談やマッチング支援を行うことができる。また、当県で導入しているAIマッチングシステムの開発事業者であるため、当該システムを熟知していることから、効率的かつ効果的なシステム運用ができるのは当該事業者に限られる。

よって、契約方法を一者随意契約とするのが適当である。

また、根拠法令等（抜粋）として、以下を参照しているとのことである。

## 業務委託等に係る随意契約ガイドライン

### 第4 随意契約の適用基準

令第167条の2第1項各号の規定の適用は、次に掲げるところによるものとする。ただし、特定調達契約の場合を除くものとする。

(2) 「その性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき」

(令第167条の2第1項第2号)

不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。
--

この号においては、「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」であるかどうかによって随意契約の適否が決定されることとなる。ここで、「その性質又は目的」とは、通常は「契約の内容」と同義と解され、契約の内容が競争入札に適しない場合に適用される。

契約の「性質又は目的が競争入札に適しないもの」とは、概ね次の場合に適用することができるものである。

⑤ 他の機関等と共同して行う必要がある等、特殊な事情を有する業務で効果的、効率的に遂行することが必要な場合

⑥ 既に契約した業務と密接不可分の関係（既に契約した業務と一連となって機能を発揮する関係）にあり、同一業者以外の者に履行させた場合、責任の所在が不明確になる等、著しい支障が生じるおそれがある場合

## 地方自治法施行令

### (随意契約)

第六十七条の二 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

二 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

## 財務規則

### (見積書の徴収)

第百九条 契約執行者は、随意契約を締結しようとするときは、二人以上の者から見積書(知事が別に定めるところにより、当該見積書に記載すべき事項を記録した電磁的記録の送受信により随意契約の相手方を決定する場合にあっては、当該電磁的記録を含む。以下同じ。)を徴さなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、一人から見積書を徴することができる。

四 契約の相手方が特定の者に限定されるとき。

業務委託内容としては、下記のとおりである。(御見積書より抜粋)

内容	金額(税抜・千円)
センター運営スタッフ費用	13,500
センター運営費用	3,134
オンラインセンター運営費	4,528
宣伝広告費	2,500
センターホームページ保守費用	1,320
出張相談・登録会/随時相談・登録会 計24回実施	3,888
婚活交流事業(婚活セミナー・イベント)8名×8名 計12回実施	1,890
婚活交流事業(婚活ポイントセミナー・体験型イベント)20名×20名 計3回実施	1,200
計	31,960

### (意見1)

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その性質又は目的が競争入札に適しない」として、県は随意契約を行っている。確かに、選定業者は令和3年9月に「みやぎ結婚支援センター」を開設し、令和4年度、令和5年度と継続してAIマッチングシステムを活用した結婚支援業務を遂行しているため内容は熟

知していると考えられる。数年かけてノウハウを蓄積し、効果の向上が得られる性質の事業であることから、随意契約もやむを得ないと思われる一方で、随意契約とすることに関する協議が形式化することによる随意契約が継続すると、公平性・透明性が担保されないことから、成果を測定する指標を定め客観的に評価していくこと、一定期間後は必ず入札にする等の仕組みづくりが必要である。

以 上

添付資料 1. 政策評価・施策評価

政策推進の基本方向 2 社会全体で支える宮城の子ども・子育て

令和7年度政策評価・施策評価評価書

評価対象年度	令和6年度	<b>政策評価シート</b>	政策番号	3
政策推進の基本方向	社会全体で支える宮城の子ども・子育て		政策担当部局	保健福祉部
政策名称	子ども・子育てを社会全体で切れ目なく応援する環境をつくる	評価担当課室	子育て社会推進課	

政策目標

結婚、妊娠・出産、子育てについて切れ目ない支援を充実させるなど総合的な少子化対策を推進するとともに、家庭・地域・学校が連携・協働した活動を深化させ、未来の宮城を担う子どもたちに対する、福祉・教育分野における更なる支援の充実や取組の強化を図ります。

政策に対する県民意識調査の結果

	重視度	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		割合	順位	割合	順位	割合	順位	割合	順位
		88.7%	2位/8政策	90.3%	3位/8政策	91.2%	4位/8政策	87.9%	4位/8政策
	満足度	38.4%	7位/8政策	31.4%	8位/8政策	30.6%	8位/8政策	35.2%	8位/8政策
本政策において優先すべきと思うテーマ		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
県民意識	①結婚、妊娠・出産の希望を叶えるための支援	56.9%	1位	55.7%	1位	54.5%	2位	52.0%	4位
	②子育てで家庭のニーズに応じた支援	49.2%	3位	42.4%	3位	52.6%	3位	52.6%	2位
	③子育て支援体制の充実や社会全体の気運醸成	49.2%	3位	54.1%	2位	69.5%	1位	67.6%	1位
	④成育環境の整備や教育機会の均等	35.8%	7位	34.0%	5位	50.8%	4位	52.5%	3位
	⑤児童虐待の防止や社会的養育体制の充実	53.1%	2位	32.3%	6位	39.5%	6位	39.4%	6位
	⑥子どもの基本的な生活習慣の定着や家庭教育支援の充実	43.4%	6位	24.3%	7位	28.2%	7位	29.4%	7位
	⑦家庭・地域・学校の連携・協働の推進	45.2%	5位	39.5%	4位	43.5%	5位	42.5%	5位

政策を構成する施策の評価

番号	施策の名称	施策評価
6	結婚・出産・子育てを応援する環境の整備 本施策は、結婚や妊娠・出産を望む方が希望を叶えられる環境の整備や子育てしやすい環境の整備等に関する事業を重点的実施し、目標指標は概ね順調に達成される一方、合計特殊出生率は全国ワースト3位であり、数値も連減していることや、県民意識調査において重視度に比して満足度が低いことを踏まえ、総合的に本施策を「やや遅れている」と評価した。	やや遅れている

番号	施策の名称	施策評価
7	家庭・地域・学校の連携・協働による子どもを支える体制の構築 複雑な問題等を抱える子どもへの対応等の課題はあるものの、貧困や虐待等、子どもの成育環境に左右されない支援体制づくりが概ね順調に進められた。また、地域と学校が連携・協働のもと一体となって子どもを育む活動が概ね順調に推移してきていることから、総合的に本施策を「概ね順調」と評価した。	概ね順調

計画期間に取り組むべき政策課題※と対応方針

※R3～R6の4年間固定

3-1	総合的な少子化対策（結婚、妊娠・出産、子育ての希望を叶える切れ目ない支援） ・みやぎ結婚支援センター「みやマリ」におけるAIマッチングを活用した出会いの創出 ・「結婚応援パスポート」と「子育て支援パスポート」を一体的に実施し、社会全体で結婚・子育てを応援する気運を醸成 ・周産期医療体制及び養育支援体制の整備・強化 ・待機児童の解消や授乳室の整備促進等による子育てしやすい環境づくりの推進するとともに、地域の実情に応じた少子化対策を行う市町村を支援
3-2	困難な環境にある子どもへの支援 ・「子ども食堂」の設置が全県的な広がりとなるよう情報共有や支援団体等のネットワークの強化 ・早期発見や支援の体制強化による児童虐待防止 ・里親委託の推進と里親のスキルアップに向けた取組
3-3	家庭・地域・学校の連携・協働による地域全体で支える人づくり ・地域で活動できる人材の育成促進と家庭教育支援体制の充実 ・地域活動への若者世代の参画を促す研修等の実施による人材確保や資質の向上

政策評価

やや遅れている

本政策では、結婚・出産・子育てに関する切れ目ない支援体制づくりは概ね順調に推移しているが、合計特殊出生率は全国的な傾向と同様に下落しており、かつ全国ワースト3位となっている。県民意識においても、本政策の優先すべきと思うテーマの1位は、「子育て支援体制の充実や社会全体の気運醸成」となっており、子どもを産み育てやすい社会に向けた取組の更なる推進が必要となっている。困難な環境にある子どもへの支援に関しては、貧困や虐待等、子どもの成育環境に左右されない支援体制づくりが概ね順調に進められた一方、複雑な問題等を抱える子どもへの対応等への課題は残っている。家庭・地域・学校が連携・協働した活動については、地域において、家庭教育支援に関わる機運が高まってきているほか、地域と学校との連携体制が強化され子どもを育む活動が概ね順調に推移している。以上のとおり、家庭・地域・学校の連携・協働による子どもを支える体制の構築については、概ね順調であるが、結婚・出産・子育てを応援する環境の整備については、今後とも官民一体となり強力に推進していく必要がある。また、県民意識においても、満足度が低い状況にあることから、政策全体としては「やや遅れている」と評価した。

評価対象年度	令和6年度	<h1>施策評価シート</h1>	政策	子ども・子育てを社会全体で切れ目なく応援する環境をつくる
施策番号	6		施策名	結婚・出産・子育てを応援する環境の整備
			施策担当課室	子育て社会推進課

目指す宮城の姿 (施策目標)	①結婚して家庭を築き、子どもを持つことを望む幅広い世代の希望が叶えられ、合計特殊出生率も他の都道府県と比べて遜色ない水準となっています。 ②全ての親が妊娠・出産・子育てに対する不安や負担を軽減できるよう、必要な切れ目のない支援を受けることができる体制が充実しています。 ③職場環境を含む社会全体のバックアップにより、誰もが働きながら安心して子育てをすることが可能となっています。
実現に向けた方向性	◇子どもや若者が結婚・妊娠・出産・子育ての楽しさや素晴らしさを感じることで取組を実施するとともに、結婚や妊娠を望むそれぞれの人の希望を叶えるための支援を行います。 ◇地域や関係機関と連携し、子育て家庭の多様なニーズやライフスタイルに応じた妊娠・出産期から子育て期までの切れ目のない支援を充実させるとともに、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。 ◇子育て支援体制の充実や保育人材の確保とともに、職場をはじめ社会全体で子育てに取り組む気運を醸成し、安心して子育てができる環境を整備します。
決算額(千円)	令和3年度 5,099,182千円    令和4年度 4,947,128千円    令和5年度 5,172,420千円    令和6年度 5,662,236千円

<b>県民意識調査</b>		
本政策において優先すべきと思うテーマ(令和6年度)	優先すべきと思う割合	優先すべきと思う順位
①結婚、妊娠・出産の希望を叶えるための支援	52.0%	4位
②子育て家庭のニーズに応じた支援	52.6%	2位
③子育て支援体制の充実や社会全体の気運醸成	67.6%	1位

<b>目標指標</b>															
37 ① みやぎ結婚支援センター登録者数(人)	3,000														
設定理由 施策6は、結婚・出産・子育てを応援する環境の整備に取り組むものであり、こうした取組は、結婚を希望する県民の結婚に向けた活動の活性化に影響すると考えられることから、「みやぎ結婚支援センター」登録者数を目標指標として設定した。	<table border="1"> <caption>みやぎ結婚支援センター登録者数(人)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>登録者数(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>2019(初期値)</td><td>201</td></tr> <tr><td>令和3年度</td><td>1,586</td></tr> <tr><td>令和4年度</td><td>2,427</td></tr> <tr><td>令和5年度</td><td>1,768</td></tr> <tr><td>令和6年度</td><td>1,427</td></tr> <tr><td>令和7年度(目標)</td><td>1,000</td></tr> </tbody> </table>	年度	登録者数(人)	2019(初期値)	201	令和3年度	1,586	令和4年度	2,427	令和5年度	1,768	令和6年度	1,427	令和7年度(目標)	1,000
年度	登録者数(人)														
2019(初期値)	201														
令和3年度	1,586														
令和4年度	2,427														
令和5年度	1,768														
令和6年度	1,427														
令和7年度(目標)	1,000														
進捗率の概算 進捗割合型Ⅰ 設定年度 令和元年度 初期値 201人 目標値(%) 1,000人															
実績値 令和3年度 1,586人    実績値 2,427人    実績値 1,768人    実績値 1,427人 測定年度 令和3年度    測定年度 令和4年度    測定年度 令和5年度    測定年度 令和6年度															
達成率 令和3年度 100%超    達成率 100%超    達成率 100%超    達成率 100%超 達成度 -    達成度 A    達成度 A    達成度 A															
達成状況の分析 出張登録会・相談会の開催、会員外でも参加できる婚活イベント(オンライン/対面)を開催したほか、市町村にも周知協力を依頼するなど、結婚を希望する方々に情報が届くよう工夫していることや、開設3周年を記念し、新規入会に際し登録料が半額になるキャンペーンを開催した一方、登録期限を迎えた会員が更新せずに退会したことが要因で登録者数が減少したと考えている。															

<b>38 ② 育児休業取得率(男性)(%)</b>															
設定理由 施策6は、結婚・出産・子育てを応援する環境の整備を進める取組であり、そのためには、夫婦が協力しながら、仕事と子育てを両立できるような社会環境を整備していくことが必要である。出産後の一定期間育児に専念し、また職場に復帰できる育児休業の取得促進を図ることは、労働者の子育て等の支援となることから、宮城県雇用対策課「労働実態調査」における「男性の育児休業取得率」を目標指標として設定した。	<table border="1"> <caption>男性の育児休業取得率(%)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>取得率(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>2019(初期値)</td><td>5.0</td></tr> <tr><td>令和3年度</td><td>14.6</td></tr> <tr><td>令和4年度</td><td>25.9</td></tr> <tr><td>令和5年度</td><td>40.7</td></tr> <tr><td>令和6年度</td><td>39.9</td></tr> <tr><td>令和7年度(目標)</td><td>13.0</td></tr> </tbody> </table>	年度	取得率(%)	2019(初期値)	5.0	令和3年度	14.6	令和4年度	25.9	令和5年度	40.7	令和6年度	39.9	令和7年度(目標)	13.0
年度	取得率(%)														
2019(初期値)	5.0														
令和3年度	14.6														
令和4年度	25.9														
令和5年度	40.7														
令和6年度	39.9														
令和7年度(目標)	13.0														
進捗率の概算 進捗割合型Ⅰ 設定年度 令和元年度 初期値 5.0% 目標値(%) 13.0%															
実績値 令和3年度 14.6%    実績値 25.9%    実績値 40.7%    実績値 39.9% 測定年度 令和3年度    測定年度 令和4年度    測定年度 令和5年度    測定年度 令和6年度															
達成率 令和3年度 100%超    達成率 100%超    達成率 100%超    達成率 100%超 達成度 -    達成度 A    達成度 A    達成度 A															
達成状況の分析 企業向けセミナー、「みやぎ働き方改革支援制度」による企業認証等の取組のほか、令和4年4月1日の育児・介護休業法改正(従業員への個別周知・意向確認の義務化等)を受けて、目標値を達成している。委員から目標値の再考について意見があったことから、令和7年度からの次期目標値については、国目標値(2030年85%)を参照し上方修正を検討する。															

<b>39 ③ 育児休業取得率(女性)(%)</b>															
設定理由 施策6は、結婚・出産・子育てを応援する環境の整備を進める取組であり、そのためには、夫婦が協力しながら、仕事と子育てを両立できるような社会環境を整備していくことが必要である。出産後の一定期間育児に専念し、また職場に復帰できる育児休業の取得促進を図ることは、労働者の子育て等の支援となることから、宮城県雇用対策課「労働実態調査」における「女性の育児休業取得率」を目標指標として設定した。	<table border="1"> <caption>女性の育児休業取得率(%)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>取得率(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>2019(初期値)</td><td>77.3</td></tr> <tr><td>令和3年度</td><td>92.9</td></tr> <tr><td>令和4年度</td><td>95.2</td></tr> <tr><td>令和5年度</td><td>94.5</td></tr> <tr><td>令和6年度</td><td>94.7</td></tr> <tr><td>令和7年度(目標)</td><td>95.0</td></tr> </tbody> </table>	年度	取得率(%)	2019(初期値)	77.3	令和3年度	92.9	令和4年度	95.2	令和5年度	94.5	令和6年度	94.7	令和7年度(目標)	95.0
年度	取得率(%)														
2019(初期値)	77.3														
令和3年度	92.9														
令和4年度	95.2														
令和5年度	94.5														
令和6年度	94.7														
令和7年度(目標)	95.0														
進捗率の概算 進捗割合型Ⅰ 設定年度 令和元年度 初期値 77.3% 目標値(%) 95.0%															
実績値 令和3年度 92.9%    実績値 95.2%    実績値 94.5%    実績値 94.7% 測定年度 令和3年度    測定年度 令和4年度    測定年度 令和5年度    測定年度 令和6年度															
達成率 令和3年度 100%超    達成率 100%超    達成率 97.2%    達成率 98.3% 達成度 -    達成度 A    達成度 A    達成度 B															
達成状況の分析 企業向けセミナー、「みやぎ働き方改革支援制度」による企業認証等の取組のほか、令和4年4月1日の育児・介護休業法改正(従業員への個別周知・意向確認の義務化等)を受けて、目標値を達成している。															

<b>40 ④ 「みやぎこども応援の店」登録店舗数(店)【累計】</b>															
設定理由 施策6は、結婚・出産・子育てを応援する環境の整備に取り組むものであり、こうした取組は、社会全体で子育てを応援する気運の醸成に影響すると考えられることから、「みやぎこども応援の店」(みやぎ子育て支援パスポート事業協賛店舗)の登録店舗数を目標指標として設定した。	<table border="1"> <caption>「みやぎこども応援の店」登録店舗数(店)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>登録店舗数(店)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>2019(初期値)</td><td>2,181</td></tr> <tr><td>令和3年度</td><td>2,375</td></tr> <tr><td>令和4年度</td><td>2,525</td></tr> <tr><td>令和5年度</td><td>2,878</td></tr> <tr><td>令和6年度</td><td>2,785</td></tr> <tr><td>令和7年度(目標)</td><td>3,000</td></tr> </tbody> </table>	年度	登録店舗数(店)	2019(初期値)	2,181	令和3年度	2,375	令和4年度	2,525	令和5年度	2,878	令和6年度	2,785	令和7年度(目標)	3,000
年度	登録店舗数(店)														
2019(初期値)	2,181														
令和3年度	2,375														
令和4年度	2,525														
令和5年度	2,878														
令和6年度	2,785														
令和7年度(目標)	3,000														
進捗率の概算 進捗割合型Ⅰ 設定年度 令和元年度 初期値 2,181店 目標値(%) 3,000店															
実績値 令和3年度 2,375店    実績値 2,525店    実績値 2,878店    実績値 2,785店 測定年度 令和3年度    測定年度 令和4年度    測定年度 令和5年度    測定年度 令和6年度															
達成率 令和3年度 23.7%    達成率 42.0%    達成率 85.1%    達成率 73.7% 達成度 -    達成度 B    達成度 A    達成度 C															
達成状況の分析 登録店舗数の増加のため、プロモーション業務を行うなどの取組を実施し、年々増加していたが、令和6年度は閉店店舗調査を行い登録店舗の整理を行ったため昨年度から横ばいとなった。															

<b>41 ⑤ 認定こども園の設置数(箇所)</b>															
設定理由 施策6は、結婚・出産・子育てを応援する環境の整備に取り組むものであり、保護者の就労状況を問わず利用が可能で、かつ幼児教育と保育を一体的に提供する認定こども園は、子育て世帯への支援の充実と子どもの教育・保育の質の向上に資する施設であることから、設置数を目標指標として設定した。	<table border="1"> <caption>認定こども園の設置数(箇所)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>設置数(箇所)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>2019(初期値)</td><td>77</td></tr> <tr><td>令和3年度</td><td>149</td></tr> <tr><td>令和4年度</td><td>180</td></tr> <tr><td>令和5年度</td><td>203</td></tr> <tr><td>令和6年度</td><td>228</td></tr> <tr><td>令和7年度(目標)</td><td>150</td></tr> </tbody> </table>	年度	設置数(箇所)	2019(初期値)	77	令和3年度	149	令和4年度	180	令和5年度	203	令和6年度	228	令和7年度(目標)	150
年度	設置数(箇所)														
2019(初期値)	77														
令和3年度	149														
令和4年度	180														
令和5年度	203														
令和6年度	228														
令和7年度(目標)	150														
進捗率の概算 進捗割合型Ⅰ 設定年度 令和元年度 初期値 77箇所 目標値(%) 150箇所															
実績値 令和3年度 149箇所    実績値 180箇所    実績値 203箇所    実績値 228箇所 測定年度 令和3年度    測定年度 令和4年度    測定年度 令和5年度    測定年度 令和6年度															
達成率 令和3年度 98.6%    達成率 100%超    達成率 100%超    達成率 100%超 達成度 -    達成度 A    達成度 A    達成度 A															
達成状況の分析 施設整備の交付金の活用や、認定こども園化に伴う事務費等に対する補助等を活用し、整備促進に努めたことが要因と考える。															



# 施策評価シート

評価対象年度	令和6年度	政策	子ども・子育てを社会全体で切れ目なく応援する環境をつくる
施策番号	7	施策名	家庭・地域・学校の連携・協働による子どもを支える体制の構築
		施策担当課室	子ども・家庭支援課 生涯学習課

目指す 宮城の姿 (施策目標)	①子どもの将来が生まれ育った環境に左右されず、社会全体の後押しによって自身の能力を十分に発揮し、夢や希望の実現に向けて挑戦することができています。 ②家庭・地域・学校の連携・協働した活動を通じて、子ども同士や大人との関わり合いが幼少期から生まれ、社会性や協調性がはぐまれた人材が地域の発展を支えています。							
実現に向けた 方向性	◇貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、地域や関係機関と連携し、支援が必要な子どもたちに確実に支援を届け、成育環境の整備や教育機会の均等を回ります。 ◇地域や関係機関の連携による虐待防止体制を充実させ、迅速かつ確かな対応を実施するとともに、要保護児童に対する社会的養育体制の充実を図ります。 ◇多様な家族形態やライフスタイルに対応し、社会全体で家庭教育を支える環境づくりや子どもの基本的な生活習慣の定着に向けた取組を進めるとともに、遊びや体験活動を通じた社会性や協調性をはぐむ取組を促進します。 ◇家庭・地域・学校による連携・協働について、仕組みづくりも含めてより一層推進し、生まれ育った地域を愛し、将来の地域づくりを担う人材育成を進めます。							
決算額(千円)	令和3年度	326,356千円	令和4年度	356,465千円	令和5年度	439,495千円	令和6年度	471,053千円

県民意識調査		優先すべきと思う割合	優先すべきと思う順位
本政策において優先すべきと思うテーマ(令和6年度)			
④成育環境の整備や教育機会の均等		52.5%	3位
⑤児童虐待の防止や社会的養育体制の充実		39.4%	6位
⑥子どもの基本的な生活習慣の定着や家庭教育支援の充実		29.4%	7位
⑦家庭・地域・学校の連携・協働の推進		42.5%	5位

目標指標		43 ①県内における子ども食堂の数(箇所)【累計】	
設定理由	施策7は、家庭・地域・学校の連携・協働による子どもを支える体制の構築に取り組みものであり、こうした取組は、子どもの居場所づくりなど子どもの貧困対策に影響すると考えられることから、県内における子ども食堂の数(箇所)を目標指標として設定した。	進捗割合型Ⅰ	設定年度
進捗率の目標		令和3年度	令和4年度
実績値	103箇所	実績値	139箇所
測定年度	令和3年度	測定年度	令和4年度
達成率	30.0%	達成率	62.7%
達成度	-	達成度	A
設定理由		進捗割合型Ⅰ	設定年度
進捗率の目標		令和3年度	令和4年度
実績値	103箇所	実績値	139箇所
測定年度	令和3年度	測定年度	令和4年度
達成率	30.0%	達成率	62.7%
達成度	-	達成度	A
設定理由		進捗割合型Ⅰ	設定年度
進捗率の目標		令和3年度	令和4年度
実績値	103箇所	実績値	139箇所
測定年度	令和3年度	測定年度	令和4年度
達成率	30.0%	達成率	62.7%
達成度	-	達成度	A
設定理由		進捗割合型Ⅰ	設定年度
進捗率の目標		令和3年度	令和4年度
実績値	103箇所	実績値	139箇所
測定年度	令和3年度	測定年度	令和4年度
達成率	30.0%	達成率	62.7%
達成度	-	達成度	A
設定理由		進捗割合型Ⅰ	設定年度
進捗率の目標		令和3年度	令和4年度
実績値	103箇所	実績値	139箇所
測定年度	令和3年度	測定年度	令和4年度
達成率	30.0%	達成率	62.7%
達成度	-	達成度	A
設定理由		進捗割合型Ⅰ	設定年度
進捗率の目標		令和3年度	令和4年度
実績値	103箇所	実績値	139箇所
測定年度	令和3年度	測定年度	令和4年度
達成率	30.0%	達成率	62.7%
達成度	-	達成度	A
設定理由		進捗割合型Ⅰ	設定年度
進捗率の目標		令和3年度	令和4年度
実績値	103箇所	実績値	139箇所
測定年度	令和3年度	測定年度	令和4年度
達成率	30.0%	達成率	62.7%
達成度	-	達成度	A
設定理由		進捗割合型Ⅰ	設定年度
進捗率の目標		令和3年度	令和4年度
実績値	103箇所	実績値	139箇所
測定年度	令和3年度	測定年度	令和4年度
達成率	30.0%	達成率	62.7%
達成度	-	達成度	A
設定理由		進捗割合型Ⅰ	設定年度
進捗率の目標		令和3年度	令和4年度
実績値	103箇所	実績値	139箇所
測定年度	令和3年度	測定年度	令和4年度
達成率	30.0%	達成率	62.7%
達成度	-	達成度	A
設定理由		進捗割合型Ⅰ	設定年度
進捗率の目標		令和3年度	令和4年度
実績値	103箇所	実績値	139箇所
測定年度	令和3年度	測定年度	令和4年度
達成率	30.0%	達成率	62.7%
達成度	-	達成度	A
設定理由		進捗割合型Ⅰ	設定年度
進捗率の目標		令和3年度	令和4年度
実績値	103箇所	実績値	139箇所
測定年度	令和3年度	測定年度	令和4年度
達成率	30.0%	達成率	62.7%
達成度	-	達成度	A
設定理由		進捗割合型Ⅰ	設定年度
進捗率の目標		令和3年度	令和4年度
実績値	103箇所	実績値	139箇所
測定年度	令和3年度	測定年度	令和4年度
達成率	30.0%	達成率	62.7%
達成度	-	達成度	A
設定理由		進捗割合型Ⅰ	設定年度
進捗率の目標		令和3年度	令和4年度
実績値	103箇所	実績値	139箇所
測定年度	令和3年度	測定年度	令和4年度
達成率	30.0%	達成率	62.7%
達成度	-	達成度	A
設定理由		進捗割合型Ⅰ	設定年度
進捗率の目標		令和3年度	令和4年度
実績値	103箇所	実績値	139箇所
測定年度	令和3年度	測定年度	令和4年度
達成率	30.0%	達成率	62.7%
達成度	-	達成度	A
設定理由		進捗割合型Ⅰ	設定年度
進捗率の目標		令和3年度	令和4年度
実績値	103箇所	実績値	139箇所
測定年度	令和3年度	測定年度	令和4年度
達成率	30.0%	達成率	62.7%
達成度	-	達成度	A
設定理由		進捗割合型Ⅰ	設定年度
進捗率の目標		令和3年度	令和4年度
実績値	103箇所	実績値	139箇所
測定年度	令和3年度	測定年度	令和4年度
達成率	30.0%	達成率	62.7%
達成度	-	達成度	A
設定理由		進捗割合型Ⅰ	設定年度
進捗率の目標		令和3年度	令和4年度
実績値	103箇所	実績値	139箇所
測定年度	令和3年度	測定年度	令和4年度
達成率	30.0%	達成率	62.7%
達成度	-	達成度	A
設定理由		進捗割合型Ⅰ	設定年度
進捗率の目標		令和3年度	令和4年度
実績値	103箇所	実績値	139箇所
測定年度	令和3年度	測定年度	令和4年度
達成率	30.0%	達成率	62.7%
達成度	-	達成度	A
設定理由		進捗割合型Ⅰ	設定年度
進捗率の目標		令和3年度	令和4年度
実績値	103箇所	実績値	139箇所
測定年度	令和3年度	測定年度	令和4年度
達成率	30.0%	達成率	62.7%
達成度	-	達成度	A
設定理由		進捗割合型Ⅰ	設定年度
進捗率の目標		令和3年度	令和4年度
実績値	103箇所	実績値	139箇所
測定年度	令和3年度	測定年度	令和4年度
達成率	30.0%	達成率	62.7%
達成度	-	達成度	A
設定理由		進捗割合型Ⅰ	設定年度
進捗率の目標		令和3年度	令和4年度
実績値	103箇所	実績値	139箇所
測定年度	令和3年度	測定年度	令和4年度
達成率	30.0%	達成率	62.7%
達成度	-	達成度	A
設定理由		進捗割合型Ⅰ	設定年度
進捗率の目標		令和3年度	令和4年度
実績値	103箇所	実績値	139箇所
測定年度	令和3年度	測定年度	令和4年度
達成率	30.0%	達成率	62.7%
達成度	-	達成度	A
設定理由		進捗割合型Ⅰ	設定年度
進捗率の目標		令和3年度	令和4年度
実績値	103箇所	実績値	139箇所
測定年度	令和3年度	測定年度	令和4年度
達成率	30.0%	達成率	62.7%
達成度	-	達成度	A
設定理由		進捗割合型Ⅰ	設定年度
進捗率の目標		令和3年度	令和4年度
実績値	103箇所	実績値	139箇所
測定年度	令和3年度	測定年度	令和4年度
達成率	30.0%	達成率	62.7%
達成度	-	達成度	A
設定理由		進捗割合型Ⅰ	設定年度
進捗率の目標		令和3年度	令和4年度
実績値	103箇所	実績値	139箇所
測定年度	令和3年度	測定年度	令和4年度
達成率	30.0%	達成率	62.7%
達成度	-	達成度	A
設定理由		進捗割合型Ⅰ	設定年度
進捗率の目標		令和3年度	令和4年度
実績値	103箇所	実績値	139箇所
測定年度	令和3年度	測定年度	令和4年度
達成率	30.0%	達成率	62.7%
達成度	-	達成度	A
設定理由		進捗割合型Ⅰ	設定年度
進捗率の目標		令和3年度	令和4年度
実績値	103箇所	実績値	139箇所
測定年度	令和3年度	測定年度	令和4年度
達成率	30.0%	達成率	62.7%
達成度	-	達成度	A
設定理由		進捗割合型Ⅰ	設定年度
進捗率の目標		令和3年度	令和4年度
実績値	103箇所	実績値	139箇所
測定年度	令和3年度	測定年度	令和4年度
達成率	30.0%	達成率	62.7%
達成度	-	達成度	A
設定理由		進捗割合型Ⅰ	設定年度
進捗率の目標		令和3年度	令和4年度
実績値	103箇所	実績値	139箇所
測定年度	令和3年度	測定年度	令和4年度
達成率	30.0%	達成率	62.7%
達成度	-	達成度	A
設定理由		進捗割合型Ⅰ	設定年度
進捗率の目標		令和3年度	令和4年度
実績値	103箇所	実績値	139箇所
測定年度	令和3年度	測定年度	令和4年度
達成率	30.0%	達成率	62.7%
達成度	-	達成度	A
設定理由		進捗割合型Ⅰ	設定年度
進捗率の目標		令和3年度	令和4年度
実績値	103箇所	実績値	139箇所
測定年度	令和3年度	測定年度	令和4年度
達成率	30.0%	達成率	62.7%
達成度	-	達成度	A
設定理由		進捗割合型Ⅰ	設定年度
進捗率の目標		令和3年度	令和4年度
実績値	103箇所	実績値	139箇所
測定年度	令和3年度	測定年度	令和4年度
達成率	30.0%	達成率	62.7%
達成度	-	達成度	A
設定理由		進捗割合型Ⅰ	設定年度
進捗率の目標		令和3年度	令和4年度
実績値	103箇所	実績値	139箇所
測定年度	令和3年度	測定年度	令和4年度
達成率	30.0%	達成率	62.7%
達成度	-	達成度	A
設定理由		進捗割合型Ⅰ	設定年度
進捗率の目標		令和3年度	令和4年度
実績値	103箇所	実績値	139箇所
測定年度	令和3年度	測定年度	令和4年度
達成率	30.0%	達成率	62.7%
達成度	-	達成度	A
設定理由		進捗割合型Ⅰ	設定年度
進捗率の目標		令和3年度	令和4年度
実績値	103箇所	実績値	139箇所
測定年度	令和3年度	測定年度	令和4年度
達成率	30.0%	達成率	62.7%
達成度	-	達成度	A
設定理由		進捗割合型Ⅰ	設定年度
進捗率の目標		令和3年度	令和4年度
実績値	103箇所	実績値	139箇所
測定年度	令和3年度	測定年度	令和4年度
達成率	30.0%	達成率	62.7%
達成度	-	達成度	A
設定理由		進捗割合型Ⅰ	設定年度
進捗率の目標		令和3年度	令和4年度
実績値	103箇所	実績値	139箇所
測定年度	令和3年度	測定年度	令和4年度
達成率	30.0%	達成率	62.7%
達成度	-	達成度	A
設定理由		進捗割合型Ⅰ	設定年度
進捗率の目標		令和3年度	令和4年度
実績値	103箇所	実績値	139箇所
測定年度	令和3年度	測定年度	令和4年度
達成率	30.0%	達成率	62.7%
達成度	-	達成度	A
設定理由		進捗割合型Ⅰ	設定年度
進捗率の目標		令和3年度	令和4年度
実績値	103箇所	実績値	139箇所
測定年度	令和3年度	測定年度	令和4年度
達成率	30.0%	達成率	62.7%
達成度	-	達成度	A
設定理由		進捗割合型Ⅰ	設定年度
進捗率の目標		令和3年度	令和4年度
実績値	103箇所	実績値	139箇所
測定年度	令和3年度	測定年度	令和4年度
達成率	30.0%	達成率	62.7%
達成度	-	達成度	A
設定理由		進捗割合型Ⅰ	設定年度
進捗率の目標		令和3年度	令和4年度
実績値	103箇所	実績値	139箇所
測定年度	令和3年度	測定年度	令和4年度
達成率	30.0%	達成率	62.7%
達成度	-	達成度	A
設定理由		進捗割合型Ⅰ	設定年度
進捗率の目標		令和3年度	令和4年度
実績値	103箇所	実績値	139箇所
測定年度	令和3年度	測定年度	令和4年度
達成率	30.0%	達成率	62.7%
達成度	-	達成度	A
設定理由		進捗割合型Ⅰ	設定年度
進捗率の目標		令和3年度	令和4年度
実績値	103箇所	実績値	139箇所
測定年度	令和3年度	測定年度	令和4年度
達成率	30.0%	達成率	62.7%
達成度	-	達成度	A
設定理由		進捗割合型Ⅰ	設定年度
進捗率の目標		令和3年度	令和4年度
実績値	103箇所	実績値	139箇所
測定年度	令和3年度	測定年度	令和4年度
達成率	30.0%	達成率	62.7%
達成度	-	達成度	A
設定理由		進捗割合型Ⅰ	設定年度
進捗率の目標		令和3年度	令和4年度
実績値	103箇所	実績値	139箇所
測定年度	令和3年度	測定年度	令和4年度
達成率	30.0%	達成率	62.7%
達成度	-	達成度	A
設定理由		進捗割合型Ⅰ	設定年度
進捗率の目標		令和3年度	令和4年度
実績値	103箇所	実績値	139箇所
測定年度	令和3年度	測定年度	令和4年度
達成率	30.0%	達成率	62.7%

48	(2) 地域学校協働本部がカバーする学校の割合(公立小・中学校)(仙台市を除く)(%)	
設定理由	施策7は、家庭・地域・学校が連携・協働して子どもを育てるために、学校を核とした地域づくりを推進する「地域学校協働活動」に取り組むものであり、この活動を支えるのが地域住民により地域と学校をつなぐ組織「地域学校協働本部」であることから、地域学校協働本部がカバーする学校の割合を目標指標として設定した。	
達成率(目標)	進捗割合型1 設定年度 令和元年度 初期値 54.3% 目標値(%) 70.0%	
実績値	令和3年度 63.9% 令和4年度 67.4% 令和5年度 74.6% 令和6年度 80.0%	
測定年度	令和2年度 令和3年度 令和4年度 令和5年度 令和6年度	
達成率	61.1% 83.4% 100%超 100%超	
達成度	- A A A	
達成状況の分析	地域学校協働活動推進事業(間接補助事業)を26市町村を中心に展開し、公立小中、義務教育学校における地域学校協働本部のカバー率は、80.0%となり、地域と学校の連携体制構築の促進が図られた。制限されていた学習活動も再開され、徐々に地域住民と一緒に活動する機会が増え始めてきていることも要因の一つと考えられる。	
事業の成果等(施策目標関連番号)		
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>「みやぎ子ども食堂ネットワーク」を通じて子ども食堂の立ち上げ支援や運営支援等を行った結果、全体で目標値を超える198箇所が増加した</li> <li>里親への支援体制強化のため、研修会(42回、延べ615人参加)や交流会(56回、延べ930人参加)を実施したほか、8,682件の相談に対応した(いずれも仙台市含む)</li> </ul>	
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>「ルルブルの実践を促す事業は、22,821人の幼児・児童が取り組み、実施率は昨年度よりも1%増の42.1%であった。</li> <li>市町村における子育てサポーター及び子育てサポーターリーダーの活動者数は400人前後で推移している。さらに令和6年度の「家庭教育支援チーム」の活動件数は373件と、年々増加しており、家庭教育支援の機運が高まり、生まれ育った地域を愛し、将来の地域づくりを担う人材育成につながった。</li> <li>県主催による各種研修会や市町村への間接補助を中心とした事業を行い、公立小・中・義務教育学校における地域学校協働本部のカバー率が80.0%となり、地域と学校が連携・協力し、一体となって活動を行う体制づくりが推進された。</li> </ul>	
施策評価	概ね順調	
複雑な問題等を抱える子どもへの対応等の課題はあるものの、貧困や虐待等、子どもの成育環境に左右されない支援体制づくりが概ね順調に進められた。また、地域と学校が連携・協働のもと一体となって子どもを育む活動が概ね順調に推移していることから、総合的に本施策を「概ね順調」と評価した。		
評価を踏まえた施策の課題と対応方針		
<ul style="list-style-type: none"> <li>「子ども食堂」は地域的な偏在が見られることから、「子ども食堂」がない少ない市町村がなくなるよう「子ども食堂」を増やす必要がある。</li> <li>→全県的に活動が広がるように、「みやぎ子ども食堂ネットワーク」による立ち上げ相談の実施や寄附物品のマッチング支援、市町村と連携した取組を継続する。</li> <li>児童虐待に対する社会的関心の高まりや警察など関係機関の連携強化もあり、児童虐待相談対応件数が増加している。</li> <li>→市町村や警察、学校など関係機関と連携し、児童虐待の早期発見・支援を行うアドバイザーを配置するなど児童虐待防止の体制を強化していく。</li> <li>新規委託可能な登録里親を増やす取組等と併せて、複雑な問題等を抱える児童を委託できる登録里親の育成が必要である。</li> <li>→里親支援センターと児童相談所との連携による里親委託の推進に向けた取組や里親の研修受講を促すなど里親のスキルアップに向けた取組などを実施する。</li> <li>生活困窮者世帯の子どもを対象とした学習支援や居場所づくりの教室を15か所設置しているが、未設置の町村がなくなるよう教室を増やしていく必要がある。</li> <li>→生活困窮者世帯の子どもを対象とした学習支援や居場所づくりの教室を増やし、利用者に対しての利便性の向上を図るなど支援体制を整える。</li> <li>朝食を毎日食べる児童の割合(小6)が目標値に達していないため、食習慣の大切さ等、規則正しい生活習慣について、継続的な働き掛けが必要である。</li> <li>→ルルブルの実践を促す事業の継続と改善とともに、ルルブル優良団体の表彰やルルブルフォーラム開催等により、基本的な生活習慣に対する関心を高める。</li> <li>家庭教育支援に関する活動者の高齢化及び園域ごとの活動者数のばらつきが課題である。</li> <li>→園域ごとに活動者を育成する研修会を継続するとともに、学校の入学説明会や就学時検診等、全ての親が参加する行事での家庭教育支援講座等を推進する。</li> <li>地域との連携・協働による学習活動も再開され、活動機会も徐々に増え始めている一方で、地域学校協働活動推進員等の高齢化や世代交代が進んでおり、新たな人材発掘やスキルの向上を行う必要がある。</li> <li>→若い世代の参画による活動や多様な体験活動の機会創出を目的とした研修会を実施し、地域と学校をつなぐ役割を担う人材の育成や資質向上を図る。</li> </ul>		

出所：令和6年度新・宮城の将来ビジョン成果と評価

添付資料2. 「みやぎ子ども・子育て幸福計画（令和2年度～令和6年度）」の指標の状況

【施策名】指標項目		現状値	備考	個別計画の目標値
【社会全体で子ども・子育てが大切にされる環境づくり】				新・ビジョン実施計画
1	合計特殊出生率 (人口動態統計)	1.00 【令和6年】	全国 1.15 【令和6年】	1.40 【令和6年】
【教育・保育の確保と充実】				新・ビジョン実施計画
2	保育所等利用待機児童数 (こども家庭庁保育所等利用待機児童数調査)	17人 【令和7年4月1日】	仙台市:0人 仙台市域:17人	0人 【令和6年度】
3	認定こども園の設置数	228箇所 【令和7年4月1日】	子ども・子育て支援事業計画策定基本指針に基づく記載事項	150箇所 【令和6年度】
【子どもの成長を支える教育の推進】				宮城県教育振興基本計画
4	不登校児童生徒のうち学習支援を受けている児童生徒の割合(教育機会を確保した児童生徒の割合)	小学校 94.6% 中学校 91.1% 【令和5年度】	宮城県長期欠席状況調査(公立小中学校)	小学校 90.0% 中学校 94.0% 【令和6年度】
5	「将来の夢や目標を持っている」と答えた児童生徒の割合	小学6年 82.8% 中学3年 67.1% 【令和6年度】	教育振興基本計画第2次アクションプラン『基本方向1 豊かな人間性と社会性の育成』	
【安心して子どもを生き育てるための保健・医療の充実】				—
6	(旧)子育て世代包括支援センター こども家庭センター } 設置市町村	計34市町村 【令和7年4月1日】	母子保健法及び改正児童福祉法に基づく努力義務	
【支援を必要とする子どもや家庭への対応】				—
7	児童虐待相談件数 (福祉行政報告例)	3,756件 【令和5年度】	仙台市:1,828件 仙台市域:1,928件	
8	「子どもの貧困対策計画」策定市町村数 (こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく市町村計画)	24市町 【令和7年4月1日】	こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条の2に基づく努力義務	宮城県子どもの貧困対策計画 35市町村 【令和7年度】
【仕事と家庭生活の両立と結婚支援の推進】				宮城県男女共同参画基本計画
9	女性のチカラを活かすゴールド認証企業数 (ワーク・ライフ・バランスに取り組む企業を応援する「女性のチカラを活かす企業認証制度」)	50社 【令和7年4月1日】	宮城県男女共同参画基本計画指標	50社(目標・予測値) 【令和7年度】
【子どもが安全で安心して暮らせる環境の整備】				—
10	「子どもを犯罪の被害から守る条例」違反届出件数 (子どもの生命又は身体に危害を及ぼす犯罪に発展するおそれのある行為の届出件数)	244件 【令和6年】	条例第7条 13歳未満に対する声かけ事業等	
11	県民意識調査による県民満足度 (新・宮城の未来ビジョン「子ども・子育てを社会全体で切れ目なく応援する環境をつくる」における県民満足度)	35.2% 【令和6年】	県民意識調査結果 やや不満+不満 47.6% わからない 17.2%	

出所:「みやぎ子ども・子育て幸福計画（令和2年度～令和6年度）」に基づく施策の実施状況（令和6年度）